

# LIBRA

2024年 4 月号

〈特集〉

## 民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈前編〉

〈インタビュー〉

NHK連続テレビ小説『虎に翼』  
制作統括、チーフ・プロデューサー

尾崎 裕和 さん

〈クローズアップ〉

2024年度 役員紹介



# 欧州の門



「船が浮いて見える」ほど透明度の高い海に囲まれた楽園『ランペドゥーザ島（イタリア）』は、一方、島民の数倍にも上る難民（移民）が「毎週」のように上陸する難民（移民）問題の最前線でもあります。写真の不思議な形をしたオブジェは、海路でこの島に向かう途中、遭難し、命を落とした難民（移民）の方々への鎮魂の為、島の南端の荒れ地に建てられた「欧州の門（Porta D'Europe）」という名のモニュメントだそうですが、この名称は、恐らく製作者の皮肉でしょう。

会員 酒井 昌弘 (69期)



島内の Spiaggia dei Conigli 海岸から見た風景

# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2024年4月号

### 特集

## 02 民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈前編〉

はじめに

総論：民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール

各論1：オンライン申立て、システム送達、公示送達

各論2：口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日

大坪和敏

永石一恵

永石一恵

稲益寛明

### インタビュー

## 18 NHK連続テレビ小説『虎に翼』 制作統括、チーフ・プロデューサー 尾崎裕和さん

### クローズアップ

## 22 2024年度 役員紹介

### ニュース&トピックス

- 26 ・シンポジウム「脱炭素化時代における弁護士業務のあり方」の概容
- ・2023年度 外国人支援団体との交流会報告

### 連載等

## 30 常議員会報告（2023年度 第10回）

## 31 人権問題最前線

第27回 イタリアメディア調査—報道の自由を守るための取組みと挑戦— 池田雅子

## 32 カーボン・クレジット大づかみ

第6回 続・カーボン・クレジットの法的課題～連載を終えるにあたって～ 横手 聡

## 34 パブリック事務所の実践

第2回 刑事手続において困難な状況にある人々への支援 酒田芳人

## 36 消費者問題の最前線

第11回 成年年齢引下げの際に残された課題と

求めるべき消費者契約法のありかた 高田一宏

## 38 東弁今昔物語～150周年を目指して～

番外編 女性弁護士の誕生 皆 真希

## 39 役立つ!会務活動

vol.15 業務等にも役立つ新進会員活動委員会の紹介 鏡 由暢

## 40 わたしの修習時代

我が33期の回想 33期 松田耕治

## 41 75期リレーエッセイ

この1年を振り返って思うこと 佐々木久郎

## 42 心に残る映画

『バジュランギおじさんと、小さな迷子』 土方恭子

## 43 コーヒーブレイク

頭の中の荷物を捨てて、体を軽くしよう。考えない時間を大切にしよう。 関 高浩

## 48 インフォメーション

# 民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈前編〉

近年、民事訴訟、民事執行、民事保全、倒産、家事事件その他の民事裁判手続等のIT化に関する法改正が続き、今後、本格施行される予定です。本特集では、民事訴訟問題等特別委員会の皆様に最新の情報を執筆いただきました。大変貴重な内容ですので前編・後編としてお届けいたします。会員の皆様に、ぜひご一読いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、小峯 健介

## CONTENTS

はじめに	2頁
総論：民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール	4頁
各論1：オンライン申立て、システム送達、公示送達	9頁
各論2：口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日	13頁

### 〈後編〉※次号掲載予定

各論3：電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続	
各論4：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度	
各論5：民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化	

### 【凡例】

- 民訴法・民訴〇条 民事訴訟法（平成8年法律第109号）
- 令和4年改正法 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）
- 令和5年改正法 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）
- 改正前民訴法・改正前民訴〇条 令和4年改正法による改正前の民訴法
- 改正民訴法・改正民訴〇条 令和4年改正法による改正後の民訴法
- 規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）
- 改正前規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正前の民訴規則
- 改正規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正後の民訴規則

## はじめに

民事訴訟問題等特別委員会委員 大坪 和敏 (49期)



2022（令和4）年の改正民事訴訟法は、政府の方針に沿って、2026（令和8）年3月31日までに

全面的に施行されることが見込まれており、2024年4月1日現在、最高裁において民事訴訟規則の改正、

訴状をオンラインで提出するためのシステム開発の作業が進められている。

民事裁判手続に情報通信技術（IT）を導入・活用するIT化（デジタル化）の取組は、2018年の裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—『3つのe』の実現に向けて—」に基づき、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続の全面的なIT化」を目指して進められてきた。その実現過程は、同取りまとめを受け、以下の3つの段階（フェーズ）に分けて、順次、進行している。

第1段階（フェーズ1）では、まず2020年2月からマイクロソフト社のTeamsを活用したウェブ会議による争点整理手続（主として書面による準備手続）が導入され、2024年1月以降全ての地裁・高裁本庁、支部、簡裁で運用されている。また、2023年11月までに、全ての地裁・高裁本庁、支部で、改正前民訴法132条の10に基づき、規則3条1項によりファクシミリで提出することが許容されている準備書面、書証の写し、証拠説明書等の電子提出を実現するための「民事裁判書類電子提出システム」（通称mints）の運用が開始されている（改正前民訴132条の10第5項により訴訟記録は紙のまま）。

第2段階（フェーズ2）の改正民訴法に基づく口頭弁論・争点整理の運用については、2023年3月1日から当事者双方が電話会議等により弁論準備期日、和解期日に参加できることを定めた改正民訴法170条3項、89条2項が、2024年3月1日からウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加することを可能とする改正民訴法87条の2第1項が施行されている（これにより争点整理は徐々にウェブ会議による書面による準備手続から、ウェブ会議による弁論準備手続に移行している）。

改正民訴法の全面施行による訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化の運用開始が、改正法の全面施行となる第3段階（フェーズ3）となる。改正民訴法の全面施行に伴い法定審理期間訴訟手続

（改正前民訴381条の2以下）の運用も開始される。

IT化に関連し、改正民訴法において、訴訟手続における訴訟関係者のプライバシー保護を図るため、当事者の住所や氏名などを他の当事者に対して秘匿することができる制度（改正民訴133条以下）が創設され、2023年2月20日から施行されている。さらに、民訴法の改正に続き、民事執行、民事保全、破産手続、民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件、子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）についても、2023（令和5）年6月14日、インターネットを利用した申立て、事件記録の電子化等を内容とするIT化に対応した法改正が成立している（2027年度中に施行予定）。

改正民訴法については、施行5年後に、改正法施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている（改正民訴附則126条）。

改正民訴法は、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から見直しがなされたものである。改正民訴法の全面施行を見据え、裁判所と弁護士会などにおいて審理の充実・促進に向けた審理モデルの見直しを検討されている。審理の充実に関しては、現在、「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」（商事法務研究会）において、情報証拠収集の拡充に向けた検討が進められており、この点での民訴法改正も見込まれる。

近年はAIの司法への導入を含む、司法のイノベーションが急速に進んできている。改正民訴法における運用は未だ試行錯誤の部分が多く、未施行部分は推測の域を出ないところも少なくないが、改正法がイノベーションの基盤となることはいうまでもない。改めて本特集で改正法の内容を確認していただき、多くの会員に新しい時代の民事司法手続をリードしていただければ幸いである。

## 民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール

民事訴訟問題等特別委員会委員 永石 一恵 (63期)

## 1 民事裁判手続のIT化の経緯

## (1) 1996年の民訴法制定時におけるITツールの導入

民事訴訟はこれまで、書面の提出、期日の出頭、事件記録の閲覧謄写など様々な場面で労力と費用を要するものであり、国民が利用しやすい民事裁判手続にするためにIT技術の導入は必要不可欠であった。

1996年に制定された民訴法（現行）では、電話会議システム等による争点整理手続が導入された（改正前民訴170条3項、176条3項）。規定上は「裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法」と定められ、電話会議システムだけでなくテレビ会議システムやウェブ会議システムも利用できる建付けであったが、当時の機器の普及の程度や手軽さの面から、導入当時の争点整理手続においては電話会議が想定され、広く利用されるものとなった。

また、証人尋問や当事者尋問は、対象者の表情や仕草等を画面上で確認しながら行われる必要から、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」で行えるものとなり（改正前民訴204条、民訴210条）、テレビ会議システム\*1が導入された（規則123条）。テレビ会議システムは、裁判所専用の回線を用いて裁判所間を繋いで画面越しに会話をするものであり、証人等は最寄りの裁判所に出頭する必要はあるが事件が係属

する遠方の裁判所に出頭する必要がない点で利便性を高めることとなった。

さらに、書面の提出についても、訴状など重要な効果を生じさせるものを除き、ファクシミリで提出できるようになった（規則3条、47条1項）。今では時代遅れ感が否めないファクシミリも、当時は大変便利で画期的な情報通信技術であった。

## (2) 2003年及び2004年の民訴法改正

IT技術の進歩は目覚ましく、2001年6月に司法制度改革審議会が発表した「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」において、裁判所へのアクセス拡充の一つとして、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）導入の積極的推進が提言された\*2。

この意見書を受けて、2002年3月に最高裁は「司法制度改革推進計画要綱～着実な改革推進のためのプログラム～」を公表し、最高裁が行うべき司法制度改革に関する措置の一つとして、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる」（第2.1.(1)キ(エ))とした。

このような流れを踏まえて、民事裁判手続のIT化を進めるための民訴法改正がなされた。まず、2003年の民訴法改正では、鑑定人質問の規定が創設され、鑑定人の意見陳述を、「当該手続に必要な装置の設置

\*1：テレビ会議システムは、平成30年4月以降、全国のほぼ全ての裁判所に導入されている。民事訴訟、人事訴訟（離婚訴訟等）、知財訴訟、民事調停、労働審判、家事事件（調停、審判）の一部に利用できる。https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/file/terebikaigiitiran.pdf（テレビ会議システム等が設置されている裁判所一覧（平成30年6月現在））

\*2：山本和彦教授によると「司法に関わる文書の中で、ITという言葉が出てきた最初の例」がこの意見書であったようである（山本和彦「民事裁判手続のIT化」7頁（弘文堂）参照）。本特集では従前の用例に倣い「IT化」の用語を用いるが、最近では「デジタル化」が用いられる場面が増えている。これは「既存の業務を前提にITを活用して効率化を図るだけでなく、デジタルの特性を生かして業務そのものを見直し、より良い司法サービスを提供することを目指すとの考えに基づいて、それにふさわしい用語を選択したことによるもの」である（桃崎剛「民事裁判手続のデジタル化の現状について」法律のひろば2023年4月号21頁参照）。また、令和4年改正法の改正前を「IT化」、改正後を「デジタル化」とする使い分けもあるようである。司法に携わる者自身が、その時々々の社会のニーズを的確に捉え、デジタル化の時代に合わせて変革していくことが求められている。

された場所であって裁判所が相当と認める場所」すなわち証人尋問と異なり最寄りの裁判所にすら行くことなく裁判所外においてテレビ会議システムを利用して行えるものとなった（改正前民訴215条の3、規則132条の5）。

また、2004年の民訴法改正では、民事訴訟手続における申立て等のうち書面等をもってするとされているもの（例えば訴状による訴え提起）を、裁判所が使用する電子計算機（パソコン等）と申立て等をする者が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット回線）で接続した電子情報処理組織（システム等）を用いてすることができるという、オンライン申立ての規定が新設された（改正前民訴132条の10）。

このように、民訴法の規定はIT化に向けて整えられつつあった。しかし、2004年に札幌地裁においてファクシミリを利用して提出できる書面等の一部についてオンライン申立て等を可能にする試行的な運用が実施されたが、手続の負担が大きかったため利用実績は極めて低調なものに止まり2009年に試行終了し\*3、改正前民訴132条の10の最高裁規則は本格的に制定されないままとされ、このときはIT化の機運はほとんど高まらなかった。

なお、督促手続では、2004年改正に基づき2006年9月から「督促手続オンラインシステム」が導入され（改正前民訴397条以下）、大量の定型的な申立てを行う企業などに広く利用されており、一足先にIT化が進んでいる。

### (3) 再び動き出した民事裁判手続のIT化

日本の民事裁判手続のIT化が停滞している間に、アメリカ、ヨーロッパの先進諸国やアジア各国では民

事裁判手続のIT化が急速に進められた\*4。そして、世界銀行が毎年発表する、世界約190の国と地域を対象としてビジネス環境10分野についてランク付けした“Doing Business”の2017年版\*5では、契約執行（裁判手続）の分野のうち事件管理及び裁判手続の自動化（IT化）の項目において日本は、OECD加盟国35か国中20位台、190か国中40位台と、かなり低い評価を受けるに至った。この結果に対する強い危機感から、日本のビジネス環境や国際競争力の観点から民事裁判手続のIT化を進める機運が急激に高まった。

内閣は、「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」（2017年6月9日閣議決定）\*6において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」こととした。そして、同年10月に内閣官房の中に「裁判手続等のIT化検討会」（以下「検討会」という）が設置された。

### (4) 民事裁判手続のIT化の基本的枠組み

ア 「取りまとめ」における裁判手続等のIT化の方針

2018年3月30日付けで検討会から発表された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」\*7（以下「取りまとめ」という）では、裁判手続等のIT化の基本的方向性について、「適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセス向上、裁判手続の迅速化・充実化に資する

\* 3 : 山本和彦「民事裁判手続のIT化」32頁（弘文堂）参照。

\* 4 : 商事法務研究会「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務報告書」（2020年3月）にイギリス、アメリカ、フランス、ドイツの民事裁判IT化の状況が紹介されている。

<https://www.moj.go.jp/content/001322234.pdf>

また、法務省法務総合研究所国際協力部に提出されたTMI総合法律事務所「裁判のIT化に関する法制度の報告書」（2022年2月15日）では中国、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、イギリスの裁判IT化状況の調査報告がなされている。

<https://www.moj.go.jp/content/001371427.pdf>

\* 5 : <https://archive.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB17-Report.pdf>（215頁）

\* 6 : <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2017.pdf>（112頁）

\* 7 : <https://www.moj.go.jp/content/001371427.pdf>（5-6頁）

ことを目的として目指すべきもの」であり、また、「紛争解決インフラの国際競争力強化、裁判に関わる事務負担の合理化、費用対効果等の総合的な観点からも、推進されるべきもの」であり、「訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要がある」（「取りまとめ」5頁）として、「最終目標として民事裁判の全面的IT化」が掲げられた\*8。そして、民事裁判手続のIT化を実現するために、①e提出（e-Filing）、②e法廷（e-Court）、③e事件管理（e-Case Management）の3つの観点（いわゆる「3つのe」）に分けてシステムを構築することとした。

## イ 「3つのe」の内容

「取りまとめ」が示した「3つのe」の主な内容は、次のとおりである。

### ① e提出（e-Filing）

- ・主張、証拠をオンライン提出に一本化
- ・訴訟記録を電子記録に一本化
- ・手数料の電子納付、電子決済

オンライン提出により、書面の提出コスト（郵便費用、交通費等）や保管コスト（賃料、倉庫費用等）が削減される。また、電磁的記録にすることで、文書の作成、管理等の作業の軽減（データの複製、文書のコピーアンドペースト等）が期待できる。

### ② e法廷（e-Court）

- ・ウェブ会議、テレビ会議の導入、拡大
- ・口頭弁論期日（第1回期日等）の見直し
- ・争点整理段階におけるITツールの活用

ウェブ会議システム等を積極的に導入、利用することで、これまで期日の出頭のために費やしていた時間的、経済的負担が大幅に軽減されることになる。

### ③ e事件管理（e-Case Management）

- ・主張、証拠への随時オンラインアクセス
- ・裁判期日をオンラインで調整
- ・本人、代理人が期日の進捗、進行計画を確認

裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、当事者双方が随時かつ容易に、主張書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスでき、また、期日や進行状況をオンラインで確認できれば、裁判手続の透明性が高まり、訴訟記録の保管等の負担からも解放されることとなる。

## ウ 「3つのe」を実現するためのIT化スケジュール

「3つのe」が提唱された時点における民訴法及び規則では民事裁判手続の全面IT化の実現は難しく、改正法及び規則の制定、施行には一定期間を要し、また、裁判所におけるIT機器の導入やオンラインシステムの開発にも予算と相応の時間を要することから、民事裁判手続の全面IT化は3つのフェーズ（段階）に分けて進められることとなった。

### （ア）フェーズ1【②e法廷】

フェーズ1は、法改正をすることなく現行の民訴法の下で、IT機器等の環境整備によりウェブ会議やテレビ会議等による争点整理\*9を行う段階である。

2020年2月3日に知財高裁及び東京（一部）を含む8地裁本庁でMicrosoft社のTeams<sup>チームズ</sup>を利用したウェブ会議による争点整理手続の運用を開始し、各地裁本庁において順次運用庁を拡大し、同年12月14日には全ての地裁本庁に及んだ。また、2022年2月14日から地裁支部での運用が開始し、同年7月4日には全ての地裁支部において、同年11月7日からは全ての高裁本庁・支部において運用が開始された。さらに、2024年1月からは全国の簡裁においてもウェブ会議の運用が始まっている\*10。

\*8：山本和彦「民事裁判手続のIT化」13頁（弘文堂）参照。

\*9：フェーズ1では、改正前民訴の規定上、書面による準備手続は当事者双方がウェブ会議等を利用して行うことができたが（改正前民訴176条3項）、弁論準備手続や進行協議期日は当事者の一方は現実の出頭が必要であった（改正前民訴170条3項、改正前規則96条1項）。

\*10：「民事裁判手続のIT化におけるウェブ会議の簡易裁判所での運用開始について（通知）」日弁連法1第111号2023年6月26日  
[https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/juyokadai/minji\\_it/documentFile/230626\\_phase1.pdf](https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/juyokadai/minji_it/documentFile/230626_phase1.pdf)



なお、家事事件にもウェブ会議システムが導入されている。当初は家事調停事件においてWebex<sup>ウェブックス</sup>という会議システムが使用されていたが、2023年12月20日からは順次、家事事件全般（調停、審判、抗告、人訴）において、Teamsも併用して、ウェブ会議システムの運用が進められている。

ウェブ会議システムは、導入時期が新型コロナウイルスの感染拡大によりリモートワークを余儀なくされた時期と重なり、その利便性が実務にも順調に受け入れられたものといえる。

#### (イ) フェーズ1 (mints 規則の制定) \*11【①e提出】

フェーズ1においても、改正前民訴132条の10第1項に基づく規則を制定することにより\*12、民事裁判書類電子提出システム (mints) というオンラインシステムを利用して、これまでファクシミリ提出が可能であった裁判書類（準備書面、書証の写し、証拠説明書等。規則3条1項）のオンライン提出が可能となった。

mintsは、2022年4月21日から甲府・大津の地裁本庁で運用が開始され、同年6月28日から知財高裁及び東京（一部）・大阪（一部）地裁本庁、2023年1月24日から高裁所在地の全ての地裁本庁、同年6月20日から東京高裁を除く全ての高裁本庁及び支部並びに全ての地裁本庁、同年9月12日から東京高裁、2023年11月28日から全ての地裁支部で運用が開始された。

一般民事事件におけるmintsの利用は低調のようであるが、オンライン申立てが義務化される訴訟代理人弁護士は、フェーズ3の本格実施が始まるまでにオンライン手続に慣れておくことが望ましいので、係属中の事件で裁判所からmints利用の打診があったときは積極的に応じることをお勧め

めする。

#### (ウ) フェーズ2【②e法廷】

フェーズ2は、関係法令の改正によりウェブ会議等を利用した口頭弁論や争点整理の期日等を行えるようにする段階である。

2023年3月1日から弁論準備期日及び和解期日を双方ウェブ会議でできるようになり（改正民訴170条3項、89条2項）、2024年3月1日からは口頭弁論期日を双方ウェブ会議で行える運用が開始されている（改正民訴87条の2）。

#### (エ) フェーズ3【①e提出、②e法廷、③e事件管理】

フェーズ3は、2022年改正民訴の公布の日（2022年5月25日）から4年を超えない範囲内（2025年度中を目標\*13）において、最高裁が新たに構築する事件管理システム（仮称「TreeeS」\*14）を利用した、民事訴訟手続全般におけるオンライン申立ての本格実施を開始する段階である。

### エ 法改正スケジュール

三段階のフェーズの進行に合わせ、民訴法の改正及び最高裁規則の制定、施行が進められている。民訴法については、2022年5月18日に「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という）が成立し、同年5月25日に公布された。段階的に施行され、公布から4年を超えない範囲内（2025年度中を目標）に全面施行される予定である。最高裁規則も、現在制定作業が進められており、2024年中に公表されることが見込まれる。

また、民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等につ

\* 11：mintsの導入段階について、mintsがオンライン申立ての機能の一部を実施するものであることから「フェーズ3の先行実施」とするものもあるが、改正前民訴132条の10第1項に基づく最高裁規則の制定により始まったmintsは改正民訴法を前提とするフェーズ3とは異なる側面もあることから、本稿では「フェーズ1におけるe提出実施段階」と捉えることとする。

\* 12：「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」（令和4年1月14日最高裁判所規則第1号。いわゆる「mints規則」）。mintsはMINJI saibansyorui denshi Teisyutsu Systemの頭文字を取った造語である。<https://www.mints.courts.go.jp/user/>（mints トップページ）。

\* 13：内閣官房「成長戦略フォローアップ」（2020.7.17）  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf>（68頁）

\* 14：TreeeSはTrial e-filing e-case management e-court Systemsの略称である。

民事裁判手続 IT 化スケジュール

2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年以降
フェーズ1：e法廷（2020年2月～）		フェーズ1：e提出（mints）（2022年2月～）		フェーズ2：e法廷（2023年3月～）		フェーズ3：e提出・e法廷・e事件管理（仮称TreeeS）
<p>民訴法改正（2022年5月18日成立、2022年5月25日公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■住所・氏名等の秘匿制度（2023年2月20日施行）</li> <li>■弁論準備手続・和解のウェブ会議（2023年3月1日施行）</li> <li>■口頭弁論期日のウェブ会議（2024年3月1日施行）</li> </ul> <p>■全面施行（公布から4年以内・2025年度中を目標）</p> <p>民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（2023年6月6日成立、2023年6月14日公布）</p> <p>■全面施行（公布から5年以内）</p>						

いても民訴法と同様にIT化が進められ、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下「令和5年改正法」という）が2023年6月6日に成立し、同月14日に公布された。公布後5年以内に全面施行されることが予定されている（上図参照）。

## 2 令和4年改正法及び令和5年改正法の概要

2022年の民訴法改正（令和4年改正法）及び2023年の民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等に関する法改正（令和5年改正法）の内容は、4月号及び5月号の各論で詳述するが、ここで概要を簡単に紹介する。

### (1) オンライン申立て等、システム送達、公示送達

新しい事件管理システムを用いて、民事訴訟手続の全般について、オンライン上で申立て等（訴状や準備書面、証拠の提出など）ができるようになる（改正民訴132条の10）。また、送達も、現在の書面による方法のほか、事件管理システムを用いたシステム送達ができることとなる（改正民訴109条の2）。訴訟代理人となる弁護士は、オンライン申立て及びシス

テム送達が義務付けられる。公示送達は、裁判所の掲示場での掲示のほか、インターネット上で閲覧する方法も可能となる（改正民訴111条）。

### (2) ウェブ会議システム等の活用

口頭弁論、争点整理手続、訴訟終了（判決、和解）、その他の手続（進行協議、審尋、専門委員手続参加、通訳人立会い、尋問、検証等）について、当事者双方が裁判所に出頭することなくウェブ会議システム等（規定上「音声」のみの送受信とされているものは、電話会議システムの利用も可能である）により手続を行うことができるようになる（改正民訴87条の2第1項・第2項、同170条3項、同89条2項、改正規則96条1項、改正民訴92条の3、同204条、同232条の2等）。

### (3) 判決書、事件記録等の電子化

現在裁判所が紙で作成している判決書、調書等は、すべて電磁的記録として作成される（電子判決書、電子調書等。改正民訴252条1項柱書、同160条1項等）。また、当事者が提出する電磁的記録も、紙に出力することなく電磁的記録のまま訴訟記録になる（改正民訴132条の10）。紙で提出されたものは、裁判所書記官が電子化して訴訟記録にするが、例外的に電子化が困難な場合などは非電磁的訴訟記録とされる。そして、当事者や利害関係人は、裁判所に

出頭することなく、電磁的訴訟記録を自宅のパソコンから事件管理システムにアクセスして閲覧、ダウンロードできるようになる。

また、電子化とは関係ないが、準備書面等の提出期限を徒過した場合は、遅れた理由の説明が必要となる（改正民訴162条2項）。

#### (4) 法定審理期間訴訟手続

訴訟の進行を予測し、迅速に手続を進めるため、両当事者の合意の下、最初の期日から5ヵ月以内に争点整理を終え、6ヵ月以内に弁論終結し、7ヵ月以内に判決するという新しい形式の訴訟手続が創設された（改正民訴381条の2以下）。

#### (5) 住所、氏名等の秘匿制度

性犯罪やDV等、当事者が加害者・被害者関係に立つ民事事件では、書面に被害者や法定代理人

の住所、氏名等（秘匿事項）を記載することにより二次被害が生じるおそれがあるため、申立て等にあたって住所、氏名等を秘匿し、秘匿事項又はこれを推知させる事項が記載された箇所の閲覧等を制限する措置が創設された（改正民訴133条ないし133条の4）。

#### (6) 民事執行、民事保全、倒産、非訟事件、民事調停、労働審判、人事訴訟、家事事件等のIT化

民訴法以外の各種民事関係手続法についても、全面的にIT化されることとなり、オンライン申立て、システム送達及び公示送達、期日におけるウェブ会議等の活用、提出書面や裁判書等の事件記録の電子化、事件記録の閲覧・複写、などが進められる（令和5年改正法）。民訴法と同様の手続になるものが多いが、各手続の特性に応じた改正点もある。

## 各論 1

# オンライン申立て、システム送達、公示送達

民事訴訟問題等特別委員会委員 永石 一恵 (63期)

## 1 オンライン申立て

### (1) 改正前民訴132条の10のこれまでの運用

2004年の民訴法改正で新設された改正前民訴132条の10は、民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」）のうち、当該申立て等に関する民訴法その他の法令の規定により書面等をもってするものとされているものであって、

最高裁の定める裁判所に対してするものについて、最高裁規則の定めるところにより、裁判所が使用する電子計算機と申立て等をする者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を用いて「オンライン申立て」をすることができるとする規定である（第1項）\*1。

もっとも、この規定は、オンライン申立てのできる裁判所を最高裁の定める裁判所に限定し（1項）、ま

\*1：民訴法や令和4年改正法等で使用されるデジタル用語の具体的なイメージは次のようなものである。

「電子計算機」：パソコン又は端末。

「電子情報処理組織」：裁判所が使用するパソコンと当事者・訴訟代理人等が使用するパソコンを電気通信回線（インターネット）で接続したコンピュータシステム（事件管理システム）。

「ファイル」：裁判所が使用するサーバ上の記録保管用のファイル。

「電磁的記録」：オンライン上で提出された、電子データ化された訴状や準備書面、書証など。

「文書の画像情報」：文書の内容を複合機やスキャナ等で画像として取り込んだもの。

た、裁判所はオンライン申立てにより裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないとするなど(5項)、オンライン申立てというには不十分なものであった。

また、同条の施行に先立つ2004年7月から札幌地裁においてオンライン申立てを可能にする試行的な運用が実施されたが\*2、電子署名の付与など手続の負担が大きかったことや、期日の指定・変更、調査嘱託、送付嘱託、尋問の申立て等限られた手続でしかオンライン申立てが認められなかったことなどから、ほとんど利用されることなく2009年に終了した\*3。

こうしたことから、その後2017年の閣議決定により本格的に民事裁判手続のIT化が始まるまで、同条に基づく最高裁規則が本格的に制定されることはなく、一般民事訴訟におけるオンライン申立ては実現していなかった\*4。

## (2) 民事裁判書類電子提出システム(mints)の導入

2018年に公表された「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―」に基づいて民事裁判手続のIT化が進められており、フェーズ1におけるe提出の実現として、改正前民訴132条の10第1項に基づく最高裁規則(以下「mints規則」という)及び細則\*5の制定により、最高裁が開発した民事裁判書類電子提出システム(通称「mints」)を利用したオンライン提出の運用が2022年4月より開始された。現在では全国の地裁及び高裁において運用されている。

mintsによるオンライン提出の対象は、改正前民訴132条の10第1項に規定される申立て等のうち、

ファクシミリでの提出が可能なもの(答弁書その他の準備書面、書証の写し、証拠説明書等。規則3条1項)に限定され(mints規則1条本文)、訴状、取下書等、事件を開始・変更・終了させるものは提出できない。オンライン提出の際に識別符号(アカウント)及び暗証符号(パスワード)を入力するため(同2条2項)、提出書面への押印は不要となる。アップロードする電子データは、A4又はA3サイズのPDF形式とする必要がある(同2条1項)。原則として当事者双方に訴訟代理人があり、かつ双方がmintsの利用を希望する事件において利用することができる(同1条但書)。

その他mintsの利用方法の詳細については、日弁連会員サイトの「民事裁判手続等のIT化」又は最高裁ウェブサイトの「民事裁判書類電子提出システム(mints)について」\*6に掲載されているmintsトップページのリンク\*7から操作マニュアルや説明動画、FAQ等を見ることが出来る。フェーズ3が本格的に始まるまでの間、mintsを積極的に活用してオンライン提出に慣れておくことが望ましい。

## (3) 改正民訴132条の10に基づくオンライン申立て

2022年5月18日に成立・同月25日に公布された令和4年改正法における改正民訴132条の10では、改正前民訴と異なり、オンライン申立てができる裁判所に限定が無くなり(第1項)、また、オンラインでされた申立てについて、裁判所が書面に出力することなく電磁的記録のまま申立て等の受理まで完結することとなった(改正前民訴132条の10第5項の削除)。

改正民訴132条の10に基づくオンライン申立ては、

\*2: 「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則」(平成15年最高裁判所規則第21号)及び「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則」(平成16年最高裁判所告示第1号)。

\*3: 山本和彦「民事裁判手続のIT化」32頁(弘文堂)及び「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」2頁(法曹会)参照。

\*4: 督促手続においては、2004年の民訴法改正に基づき2006年9月から「督促手続オンラインシステム」が導入され(改正前民訴397条以下)、大量の定型的な申立てを行う企業などに広く利用されており、一足先にIT化が進んでいる。

\*5: 「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」(令和4年最高裁判所規則第1号)及び「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則」(令和4年最高裁判所告示第1号)。規則の解説は「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」第一編(法曹会)を参照。

\*6: 最高裁HP「民事裁判書類電子提出システム(mints)とは」<https://www.courts.go.jp/saiban/online/mints/index.html>

\*7: mintsトップページ <https://www.mints.courts.go.jp/user/>

フェーズ3におけるe提出及びe事件管理の実現であり、公布の日から4年以内の政令で定める日（2020年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において2025年度中を目標）に運用開始する予定である。フェーズ3において導入される予定の事件管理システム（仮称：TreeeS<sup>ツリーエス</sup>）は、現在最高裁において制作が進められている。また、改正民訴132条の10に基づく最高裁規則は、2024年中に制定されることが見込まれている。

#### (4) オンライン申立ての具体的内容

オンライン申立ては、①民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（訴え提起、準備書面提出、証拠申出等。以下「申立て等」）のうち、②法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物）をもってするものとされているもので、③裁判所（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官、裁判所書記官を含む）に対してするものについて、電子情報処理組織を使用して、②の書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うものをいう（改正民訴132条の10第1項）。

例えば訴え提起は、現在は訴状を持参又は郵送し裁判所で受付を完了したときに提出となるが、オンライン申立てでは最高裁規則に定める方式（事件管理システム上のフォーム入力方式又は電磁的記録のアップロード方式）により申立て等に関する事項が裁判所のファイルに記録されたときに裁判所に到達したものとみなされる（同3項）。

また、現在の申立書面には記名押印を要するが、オンライン申立てでは最高裁規則が定める氏名又は名称（以下「氏名等」）を明らかにする措置が求められるため（同4項）、申立て等をする者は氏名等を入力すれば足り、押印は不要となる。ただし、共同申立ての場合は、事件管理システムの機能上、入力者1名を除く全員については署名又は記名押印した書面

の画像情報を記録させる方法となるようである。

#### (5) オンライン申立ての義務化と例外

##### ア オンライン申立ての義務化

改正議論では、オンライン申立てについて①全面義務化（本人訴訟も義務化する甲案）、②一部義務化（訴訟代理人等のみ義務化する乙案）、③非義務化（丙案）の対立があった。オンライン申立てにより、裁判所も当事者も書面管理等様々なコストが軽減され、また、訴訟代理人等専門家は訴訟手続の迅速化・効率化に率先して取り組むことが期待できる一方、デジタル機器の使用が困難な国民にまで義務付けると裁判を受ける権利が損なわれるおそれがあることから、②一部義務化（乙案）に落ち着いた。

義務化とは、オンライン申立て以外の手段による申立てを認めないという意味であり、義務付けに反して書面で申立て等をした場合は不適式な申立てとして却下される\*8。

##### イ オンライン申立てが義務付けられる者

オンライン申立てが義務付けられるのは、①委任を受けた訴訟代理人が当該受任事件について、②国の指定代理人が当該指定対象事件について、③地方公共団体の訴訟において委任を受けた職員である代理人が当該受任事件についてである（改正民訴132条の11第1項1～3号）。

本人訴訟の本人は、事件のどの段階でオンライン申立てをしても、当該事件が終了するまで義務付けされない扱いである。また、訴訟代理人がいる場合の本人も、書面により申立て等を行うことができる。

##### ウ オンライン申立て義務化の例外

例えば消滅時効の完成が迫っているのにインターネットの障害によりオンライン上での訴え提起ができないなど、オンライン申立ての義務化のために依頼者の裁判を受ける権利が不当に奪われることはあってはならない。

\*8：山本「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）34～35頁参照。

そこで、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他義務付けられる者の責めに帰することができない事由によりオンライン申立てを行うことができない場合は、オンライン申立ての義務付け規定（改正民訴132条の11第1項）は適用されない（同3項）。「裁判所の使用に係る電子計算機の故障」の例として、裁判所が使用するパソコンの故障、事件管理システムの障害、事件管理システムと裁判所を接続する通信回線の障害などがあたる。これに対し、訴訟代理人等の事情（訴訟代理人等が利用するパソコンやケーブルの故障など）は該当しないので注意が必要である。

## 2 電子情報処理組織による送達 （システム送達）

### (1) システム送達の手続

現在の送達は、訴訟関係書類（紙媒体）を交付や郵便などの方法によって受送達者に届ける手続であるが（改正前民訴99条以下）、令和4年改正法により、送達の対象が書類と電磁的記録になり、また、送達方法として書類の送達方法だけでなく事件管理システムを通じて電磁的記録を送る方法もできるようになった（以下「システム送達」という。改正民訴109条の2）。

システム送達を行うには、原則として受送達者の事前の同意が必要であり、受送達者が事前にシステム送達を受ける旨や通知を受ける連絡先（電子メールアドレス）の届出をしている必要がある（改正民訴109条の2第1項・2項）。この届出がある場合に限り、送達すべき電磁的記録を事件管理システムにアップロードするとともに、受送達者の連絡先にその旨を通知することにより、システム送達が行われる。

例外として、オンライン申立てが義務化される訴訟代理人等（改正民訴132条の11第1項各号）は、システム送達も義務化され、システム送達を受ける旨及び連絡先の届出義務があるが（同2項）、届出をしなくてもシステム送達となり、この場合はアップロ

ードの通知もされない（改正民訴109条の4第1項）。

システム送達に同意しない者（訴訟代理人等を除く）に対しては、これまでと同様に書類の送達方法により行われ（改正民訴109条）、送達対象の電磁的記録をプリントアウトした書面を送達する。

### (2) システム送達の効力発生時期

システム送達は、①受送達者が送達すべき電磁的記録の内容を「閲覧」（画面上で電磁的記録の内容が表示されて閲覧可能な状態になればよい）したとき（改正民訴109条の3第1項1号）、②受送達者が電磁的記録を「その使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録」（自己のパソコンにダウンロード）したとき（同2号）、③通知が発せられた日から1週間が経過したとき（同3号）、のいずれか早いときにその効力を生じる。ただし、インターネット通信の不具合等により通知が発せられたにもかかわらず受送達者に通知が到達しないこともあることから、受送達者の帰責性なく閲覧又はファイルへの記録ができない期間は3号の期間に算入しないこととされた（同2項）。

また、届出をしていない訴訟代理人等へのシステム送達では、通知が発せられないため、3号の効力発生のための1週間の期間は、閲覧等を行うことができる措置の日から起算される（改正民訴109条の4第2項）。

## 3 インターネットを用いた公示送達

受送達者の住所等が不明な場合に送達すべき書類がある旨を公示して送達を擬制する公示送達は、従来は裁判所の掲示板に掲示する方法により行われていたが（改正前民訴111条）、インターネットによる公示は掲示よりはるかに実効性が高いことから、令和4年改正法により、裁判所のウェブサイトに掲示する方法により公示送達を行えることとなった（改正民訴111条）。一方、受送達者のプライバシー保護への配慮も必要であり、実務の運用上慎重な取扱いが求められる。

## 口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日

民事訴訟問題等特別委員会委員 稲益 寛明 (67期)

本稿では、改正民訴法に関し、口頭弁論、争点整理手続、訴訟の終了等の各期日における主要な点について概説する。

以下、ウェブ会議\*1、テレビ会議\*2及び電話会議\*3という三種類の会議のうち、前二者を合わせて「ウェブ会議等」といい、これに電話会議を合わせて「電話会議等」という。

## 1 口頭弁論

## (1) ウェブ会議等の導入

改正前民訴法では、当事者は、口頭弁論期日においては、原則として、現実に裁判所に出頭しなければ弁論をすることができないとされていた\*4。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便性向上を図る観点から、当事者の一方又は双方が現実に裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議等を利用し口頭弁論期日における手続を行うことができる旨規定された(同87条の2第1項)\*5。この改正が許容された理由としては、ITの発展状況に鑑みると、ウェブ会議等を利用する場合でも、当事者が訴訟行為を口頭で行い、かつ、その当事者の挙動を裁判官がディスプレイを通じて認識することができるため、口頭主義や直接主義といった口頭弁論の諸原則からも問題がないと考えられたこと等が挙げられる\*6。

換言すれば、映像により相手の状態を認識できない電話会議を、口頭弁論期日で利用することまでは許容されていない。それ故、口頭弁論期日におけるウェブ会議等の利用に際し通信に支障が生じた場合、弁論準備手続等で実務上行われているように電話会議に切り替えるといった代替手段がなく、手続を行うことができなくなる可能性が生じることとなる。そのため、代理人としては、事前の通信環境等の確認は勿論のこと、状況によっては現実の裁判所への出頭も視野に入れる等、十分な留意が必要である。

## (2) 本人確認に関する規律をめぐる議論

ウェブ会議等の導入に伴い、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会(以下「部会」という)では、これを利用した口頭弁論期日におけるなりすましや非弁行為等を防止する観点から、本人確認に関する規律の在り方について議論された。

この点については、例えば事件管理システムのログインを利用する方法や、ディスプレイ越しに写真付身分証明書の提示を求める方法等、様々な意見が出されたが、既に行われていた弁論準備手続等の電話会議等の際には個別の裁判体にて事案に応じ本人確認が行われていたこと等から、口頭弁論期日におけるウェブ会議等も、これと同様に個別の裁判体にて事案に応じ適切に行うべきこととされた。

なお、改正規則では、裁判所は、ウェブ会議等を

\*1：ウェブ会議とは、インターネット接続環境下の任意の場所において、ウェブ会議用ソフトウェアを利用して、ビデオ通話を行う方式をいい(法曹会編「令和4年最高裁判所規則(民事関係)逐条説明」[法曹会、2023年]136頁)、条文上は、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」(改正民訴87条の2第1項等)と規定される(この文言はテレビ会議も含む概念である)。なお、「映像と音声」という文言から、映像を伴わず音声のみによる場合は許容されない。

\*2：テレビ会議とは、裁判所庁舎内において、裁判所のテレビ会議システムを利用して、ビデオ通話を行う方式をいう(法曹会・前注1)。

\*3：電話会議とは、電話会議システムを利用して、音声通話を行う方式をいい(法曹会・前注1)、条文上は、「音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」(改正民訴87条の2第2項等)と規定される。

\*4：例外として、最初の口頭弁論期日における陳述擬制(民訴158条)、簡易裁判所の続行期日における陳述擬制(同277条)がある。

\*5：なお、当事者が現実の出席を希望する場合には、裁判所は法廷への出頭を拒絶することはできないことが当然の前提とされている(山本和彦「民事裁判手続のIT化」[弘文堂、2023年]62頁)。

\*6：なお、公開主義(憲法82条1項)の要請から、ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日は、裁判官が公開された現実の法廷に在席し、その裁判官と当事者双方が映像と音声の送受信により通話しているという状況を、一般人がその公開法廷で傍聴できるように行われることを前提とする。

行うときは、①通話者及び②通話者の所在場所の状況がウェブ会議等によって手続を実施するために適切なものであることの確認を要する旨規定された(同30条の2第1項)。

### (3) 陳述可能な準備書面の要件の明確化

相手方が在廷していない口頭弁論において陳述可能な準備書面の要件を明確化する観点から、改正民法では、当該要件が規定された。具体的には、①相手方に送達された準備書面、②相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面、③相手方が電磁的訴訟記録の閲覧又は複写の請求(同91条の2第1項・2項)により準備書面の閲覧又は複写をした場合における当該準備書面のいずれかでなければ、これに記載された事実を主張することができない旨規定された(同161条3項)。

### (4) インターネット中継等に関する規律をめぐる議論

部会では、口頭弁論の公開の在り方について法律上規定がないことから、インターネット中継等に関する規律の要否についても議論された。

この点については、インターネット中継等にて口頭弁論を行うことは禁止されていないと解されること、他方で当事者のプライバシー等への配慮を要すること等を理由に慎重な検討が必要であるとして、本改正では、口頭弁論の公開は、引き続き現実の法廷において行うものとし、インターネット中継等により行うことを禁止又は許容する規律は設けないこととなった\*7。

## 2 争点整理手続

### (1) 準備的口頭弁論

準備的口頭弁論(民訴164条以下)には口頭弁論

に関する規律が適用されること等から、準備的口頭弁論について特段の規律は設けられなかった。

### (2) 弁論準備手続

#### ア 電話会議等の開催要件の緩和

改正前民訴170条3項では、電話会議等により弁論準備手続の期日における手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件と、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」という一方当事者出頭要件が規定されていた。

これに対し、改正民法では、当事者の利便及び迅速な争点等整理の実現という観点から、上記各要件が削除され、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用し弁論準備手続の期日における手続を行うことができる旨規定された(同170条3項)。

#### イ 調査嘱託の結果等の提示に関する規定

改正前民法では、調査嘱託(同186条)の結果等の取扱いについて明文の規定がなかったところ、調査嘱託の結果を証拠とするには、判例・実務上、裁判所がこれを口頭弁論において提示し当事者に意見陳述の機会を与えるべきものとされていた(最高裁判昭和45年3月26日判決[民集24巻3号165頁])。

もっとも、弁論準備手続で調査嘱託が実施され、その結果が裁判所に到着したときは、実務上、その後の争点整理手続において、これを前提に争点等の整理が実施されているところ、その取扱いの法的位置づけは必ずしも判然とせず、これは口頭弁論での提示を要するとされる他の証拠調べ手続についても同様であった。

そこで、改正民法では、裁判所は、当事者に対し、調査嘱託の結果(同186条2項)のほか、尋問に代

\*7: なお、日弁連は、規律を設けないことに反対であり、裁判の公正確保という公開原則の趣旨、政策形成訴訟等の社会的関心の高い訴訟において実施する利点、最高裁判所国民審査の実質化等の観点から、個人のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ、下級審に先行して最高裁における口頭弁論期日をインターネットで配信することを検討すべき旨意見を述べている(部会参考資料11『民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要)106頁[<https://www.moj.go.jp/content/001351013.pdf>]。



わる書面等の内容（同205条3項。278条2項にて準用する場合を含む）、鑑定人の意見（同215条4項。278条2項にて準用する場合を含む）及び鑑定嘱託の結果（同218条3項）について提示しなければならない旨規定され、又、裁判所は、弁論準備手続の期日においても、それらの提示ができる旨規定された（同170条2項）\*8。

### (3) 書面による準備手続

#### ア 手続要件の緩和

改正前民訴175条では、書面による準備手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件が設けられていた。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便及び迅速な争点等整理の実現という観点から、上記要件が削除され、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、書面による準備手続に付することができる旨規定された（同175条）。

#### イ 合議体が主宰することの明確化

改正前民訴176条1項では、書面による準備手続は裁判長が行うこととされており、これを合議体が行うことができるかは規定上明らかでなかった。

そこで、改正民訴法では、書面による準備手続の原則的な主体を裁判所とする旨規定された（同176条2項）。

#### ウ 地裁における受命裁判官に関する規定

改正前民訴176条1項ただし書では、書面による準備手続は、高等裁判所において行う場合に限り、受命裁判官に行わせることができるとされていた。

これに対し、改正民訴法では、手続の利便性向上を図る観点から、高等裁判所に限らず、地方裁判所においても受命裁判官に行わせることができる旨規定された（同176条の2第1項）。

#### (4) 争点整理手続の統合化をめぐる議論

部会では、訴訟を当事者にとり分かりやすい手続とする観点等から、三種類の争点整理手続を一つの手続に統合するという案が検討された。

もっとも、事件の内容・性質に応じ適宜手続を選択するものとしている現行民訴法下では、これを維持する方がかえって当事者にとっての分かりやすさや手続の予測可能性の確保にかなうと考えられたこと等から、手続は統合されず、現行民訴法の規律が維持されることとなった。

## 3 訴訟の終了（判決言渡・和解）及びその他の期日

### (1) 判決言渡

判決言渡期日は、口頭弁論期日であるため、口頭弁論に関する規律が適用される。すなわち、本改正により、裁判所は、ウェブ会議等を利用して判決を言い渡すことができることとなった。

### (2) 和解

#### ア 和解期日

##### (ア) 電話会議等の導入

改正前民訴法では、和解に関する規定がほとんどなく、和解期日における電話会議等の利用の可否は明らかでなかったが、実務上は、弁論準備手続に付し電話会議等を用いて行われていた。

もっとも、このような実務の扱いは迂遠・便法であること等から、改正民訴法では、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用し和解の期日における手続を行うことができる旨規定された（同89条2項）。

##### (イ) 訴訟指揮権等の各規律の整備

和解期日において裁判所ができることを明らかにする観点から、改正民訴法では、必要な各規定を準用する規律が設けられた（同89条4項）。すな

\* 8：なお、弁論準備手続の期日において調査嘱託の結果等を提示した場合には、その後の口頭弁論において弁論準備手続の結果が陳述されること（民訴173条）により、これが口頭弁論に結びつけられ、証拠資料となるものと解される（部会資料23「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案のたたき台1」第4の1〔10頁〕<https://www.moj.go.jp/content/001356552.pdf>）。

わち、口頭弁論に関する裁判長の訴訟指揮権（民訴148条）、訴訟指揮等に対する当事者の異議（同150条）、通訳人の立会い等（同154条）、弁論能力を欠く者に対する措置（同155条）の各規定が準用された。また、受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、訴訟指揮権等に関する裁判長の職務はこれらの裁判官が行う旨規定された（改正民訴89条5項）。

#### イ 受諾和解

改正前民訴264条では、受諾和解の要件として、「当事者が遠隔の地に居住していること」という遠隔地要件とともに、一方の当事者は期日に出頭することが要求されていた。

これに対し、改正民訴法では、当事者の利便性向上を図る観点から、上記各要件を削除・廃止し、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、受諾和解を行うことができる旨規定された。ただし、双方不出頭の場合は和解成立日時が問題となるため、本改正により、裁判所等が事前に和解成立日時を定めて提示した和解条項案について当事者双方が受諾書面を提出し、その日時が経過したときに和解が調ったものとみなす旨規定された（同264条2項）。

### (3) 進行協議

#### ア 電話会議等の開催要件の緩和

改正前規則96条1項では、電話会議等により進行協議期日における手続を行うための要件として、「当事者が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件と、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」という一方当事者出頭要件が規定されていた。

これに対し、改正民訴規則では、弁論準備手続の場合と同様、上記各要件は削除され、当事者の双方が裁判所に出頭せずとも、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して進行協議期日における手続を行うことができる旨規定された（同96条1項）。

#### イ 電話会議等における訴えの取下げ等の規定

訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてすることができるが（規則95条2項）、進行協議期日に出頭せずに電話会議等により関与した当事者は、これらの訴訟行為ができないとされていた（改正前規則96条3項）。

この規定は、弁論準備手続における同様の規律（平成15年改正前の民訴170条5項）を反映したものとされるが、同項は平成15年改正で削除され、この制限を進行協議期日で維持する合理的理由はなくなった。

そこで、改正規則では、改正前規則96条3項が削除され、進行協議期日に出頭せずに電話会議等により関与した当事者も、訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾を行うことができることとなった。

#### (4) 審尋

改正前民訴法では、審尋の方法について特段の規定はなく、審尋期日における電話会議等の利用の可否は必ずしも明らかではなかった。

そこで、改正民訴法では、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して審尋の期日における手続を行うことができる旨規定された（同87条の2第2項\*9）。

#### (5) 専門委員制度

改正前民訴92条の3では、電話会議等を利用して専門委員に説明又は発問させるための要件として、「専門委員が遠隔の地に居住しているとき」という遠隔地要件が規定されていた。

これに対し、改正民訴法では、専門委員の確保及び活用の充実を図る観点から、上記要件が削除され、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、電話会議等を利用して専門委員に説明又は発問させることができる旨規定された（同92条の3）。

\*9：証拠調べとしての審尋については改正民訴187条3項・4項による。

各期日における電話会議及びウェブ会議等の可否・開催要件・条文

	口頭弁論	争点整理手続			訴訟の終了		その他		
		準備的口頭弁論	弁論準備手続	書面による準備手続(協議)	判決言渡	和解	進行協議	審尋	専門委員制度(説明等)
電話会議	×	×	○	○	×	○	○	○	○
ウェブ会議等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
開催要件	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	必要があると認めるとき	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取	①相当と認めるとき ②当事者の意見聴取
条文	87条の2第1項	87条の2第1項	170条3項	176条2項	87条の2第1項	89条2項	規96条1項	87条の2第2項	92条の3

4 期日に関する他の規律

(1) 期日変更を裁判長の権限とする旨の規定

改正前民訴93条1項では、期日指定については裁判長の権限とする旨規定され、期日変更については裁判所の権限とされていた。

これに対し、改正民訴法では、裁判所事務の合理化及び柔軟な期日変更の実現という観点から、期日変更についても裁判長の権限とする旨規定された(同93条1項)。

(2) 準備書面の提出懈怠等に伴う理由説明義務に関する規定

改正前民訴法の下では、従前より、準備書面が定められた期間までに提出されず迅速な手続進行の障害となっていることが問題として指摘されていた\*10。

そこで、改正民訴法では、定められた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守できなかった理由を説明しなければならない旨規定された(同162条2項)。

(3) 無断での写真撮影等の禁止をめぐる議論

部会では、プライバシー保護等の観点から、電話

会議等において、裁判長の在席する場所以外にいる者が、送受信された映像又は音声について裁判長の許可なく写真撮影、録音、録画、放送等を行うことを禁止し、制裁を設けること等について議論された。

裁判官がウェブ会議等においてディスプレイを通じ直接目撃又は聞知し得る行為については、裁判所法(同71条2項、72条1項・3項、73条)及び法廷等の秩序維持に関する法律(同2条1項)の制裁に関する規律が及ぶと解し得るが、これらの規律による対処が困難な状況も想定される\*11。

もっとも、直接目撃又は聞知し得るか否かにかかわらず制裁を科するような特段の規律を設けるには、現行の法制度との整合性等の観点から慎重な検討を要すること等を理由として、本改正では、具体的な制裁の規律は設けないこととなった。

なお、改正前規則77条では、「法廷における」写真撮影等について裁判長の許可を要する旨規定されていたが、改正規則では、法廷に限らず広く、「民事訴訟に関する手続の期日における」写真撮影等について裁判長等の許可を要する旨規定され、又、期日外における審尋及び書面による準備手続における協議についても同様とする旨規定された(同77条)。

\*10：最高裁判所事務総局「裁判の迅速化にかかる検証に関する報告書(第4回)」(平成23年7月8日公表) 施策編3.1.5(23頁) <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file2/20509014.pdf>、日本弁護士連合会「民事司法改革グランドデザイン」(平成30年1月19日改訂版) 第4の5(15頁)等参照

\*11：例えば、死角に設置した機器による録音・録画、自己のPC機能を用いたスクリーンショットによる撮影、相手方が認識できないように録音・録画できるアプリケーションの使用等が考えられる。

## INTERVIEW：インタビュー

NHK連続テレビ小説『虎に翼』  
制作統括、チーフ・プロデューサー

### 尾崎 裕和さん

4月から放送されるNHK連続テレビ小説『虎に翼』のモデルは、日本初の女性弁護士の一人三淵嘉子さん。三淵さんは、明治大学専門部女子部法科で学んだ後に弁護士となり、戦後は裁判官となりました。女性として初めて、裁判所長も務めています。

今回は、同作品の制作統括を務める尾崎裕和さんに、制作にまつわるお話を伺いました。『ゲゲゲの女房』『マッサン』『あさが来た』『エール』といった連続テレビ小説（朝ドラ）や、『天地人』『軍師官兵衛』『鎌倉殿の13人』といった大河ドラマを多数手がけてきた尾崎さんが、本作品に込める想いとは。

聞き手・構成：濱島 幸子、小石川 哲  
写真撮影：小石川 哲



— なぜ、プロデューサーを目指されたのですか。

小学生ぐらいの頃から、すごくテレビドラマが好きで。私は出身が鳥取県なんですけど、住んでいる所がかなり田舎の方だったので、都会的なものが何もなかったんです。1990年代はテレビドラマがすごく視聴率を取っていた時代で、キラキラしたドラマをたくさんやっていたので、そういう世界に憧れてドラマを作りたいと思いました。

— プロデューサーの具体的な役割はどのようなものなのでしょうか。

『虎に翼』では制作統括として、企画の一番最初の何もない段階から、企画内容、誰に脚本を書いてもらうか、誰に出演してもらうかなどをイチから決めていきます。スタッフと出演者を固めていきながら、作家さんと脚本をどんな内容にするか打ち合わせをし、収録が始まったら、収録したものを編集してポスプロ（注：撮影後の技術的仕上げ作業）で放送に出す形にしていきます。その要所要所で確認してOKを出し、それぞれのパートはプロフェッショナルなスタッフに任せながら、全体を統括して、放送、放送後も含めてですけど、全体のプロセスを管理・

統括することが役割です。

— 尾崎さんは朝ドラや大河ドラマを担当されていることが多いですが、それはご希望されてという形なのでしょうか、それとも抜擢されるものなのですか。

先ほどテレビドラマが好きだったという話をしましたが、大河ドラマが特に好きだったんです。NHKでドラマを作れたら、大河ドラマの現場に行けるかなと思って就職試験を受けたので、大河ドラマはすごくやってみたいと思っていました。ただ希望すればできるわけでもないで、運とめぐり合わせの部分も大きいと思います。

— 朝ドラや大河ドラマならではの良さ、というものはあるのでしょうか。

朝ドラや大河ドラマは放送する期間がとても長いことが魅力の1つだと思っています。長いことで日々の生活に密着できる良さがあると思います。放送が長いということは収録も長期間におよぶのですが、そんなドラマを毎年制作する体制を持っているのはNHKだけだと思うので、それはとても強みだと思っています。

—— 逆に、クールが長いドラマならではのご苦労はありますか。

どうしてもドラマの中の季節の設定と、実際の撮っている季節の設定を合わせるのが難しいです。1年期間があったとしても、1年の中で春は1回しか来ないので合わせて撮ることができないんです。最近はいわゆるCGとかVFXの技術があるので、枯れ草ばかりだけど、背景の色味を若草色にしたりとか、CGとして描いたりとか、そういうこともできるので映像上の工夫はやり様があります。

—— 担当される作品で、心掛けていらっしゃることはありますか。

企画をするときは、現代の人たちが見て、何か響くテーマであったり、何か考えられる内容であったり、今の時代に作る意味みたいなことを考えることが多いです。今回の『虎に翼』も、三淵嘉子さんという方をモデルにして過去の話を作るんですが、現代の視聴者の皆さんが見て、共感できることであったり、何かちょっと心に残ることがあったりする作品になればいいなと企画をしました。

—— 関わった作品の中で、特に印象に残っているものはありますか。

『恋せぬふたり』という作品があって、それは『虎に翼』の脚本家の吉田恵里香さんに執筆していただいて、私がプロデュースをした作品です。アロマンティック・アセクシュアルの方たちを主人公にしたドラマで、繊細なテーマだったんですけど、吉田さんも僕もすごくいろいろな勉強というか、取材をして作ったドラマで、たくさんの方に見ていただいて、賞という形で評価もいただきました。

——『虎に翼』で、女性初の弁護士を取り上げるようになった経緯を教えてくださいませんか。

私が朝ドラをやることが決まったときに、脚本を吉田さんに書いていただこうというのは最初に決めました。吉田さんと一緒に、朝ドラとして半年間、

視聴者の皆さんに楽しんで見ていただける題材って何だろうかというのを考え始めて、どなたかモデルとして描けるような方はいないかなといろいろ探して、それで三淵さんに出会ったんです。三淵さんが女性初の弁護士であり、戦後は裁判官になり、ずっと法曹の現場で活躍された方というのもあって、この方をモデルにすると、朝ドラとしてとても豊かな物語が描けるんじゃないか、というのをみんなで話して決めたという感じです。

—— 今回は、脚本家さんが先に決まって、そこからテーマを作っていたんですね。

いろいろなやり方があるんですけど、『虎に翼』に関してはそういう形で、吉田さんも三淵さんを主人公のモデルにして書きたいと言っていたので、満場一致で決まりました。

——『虎に翼』については、史実とフィクションの部分というのはどのぐらいの割合で織り交ぜているのでしょうか。

主人公の名前を猪爪寅子としているように、三淵さんをそのまま描くわけではありません。三淵さんの実績なりキャリアに対しては、敬意を持ってきちんと描いていくんですが、ドラマとして、フィクションとして再構成されているものと思って見ていただけたらなと思います。

——『虎に翼』というタイトルについては、怖すぎる、朝ドラらしくないというご意見があった中で選ばれたということですが。

主人公の寅子（ともこ）の名前は、寅さんの「寅」にしているんですが、それは三淵さんが、五黄の寅年生まれだったというのがあって。寅にちなんだタイトルもあるのかなといろいろ調べたら、「虎に翼」という韓非子の言葉があるというのがわかったんです。鬼に金棒みたいな感じで、ちょっと怖い印象があるんですけど、寅子が法律という翼を得て、世の中に羽ばたいていくイメージが、女性が法律を学ぶことで、世の中でとても前向きに生きていけるというイメージに

ぴったりくるところがあったので、このタイトルにしました。

——三淵さんの人柄や生涯については、どのように感じられていますか。

三淵さんの追悼文集があって、ご家族だったり、昔の同級生だったり、弁護士や裁判官の同僚の方が、三淵さんの思い出を書いているんです。ご家族に対しては結構いろいろ言う人だったとか、家庭裁判所で少年に説諭をするときは聞いている書記官が泣いちゃうようなお話をされていたとか、女学校時代はいろいろな歌を歌っていたとか、そんなエピソードがたくさんあって。人としてとてもチャーミングで、魅力的で、みんな三淵さんのことが好き、みたいな感じの文集だったので、すごく尊敬もできるけど、好きになれる人物なのかなと思いました。

——伊藤沙莉さんに主演をオファーした理由として、お芝居はもちろん、三淵さんの雰囲気とちょっと似ているとおっしゃっていましたが。

そうですね。伊藤さんて等身大というか、そんなに緊張感を抱かなくていいという変な言い方ですけど、横にいらっしゃっても自然に私たちもリラックスさせてもらえる、とても気さくな人柄なんです。一方で、ちょっと豪快なところもあって、細かいことは気にせず、全然OK、みたいなところもあります。すごく親しみの持てるキャラクターでいて、頼りにもなるというか、この人にちょっと困ったときに相談したらいいことを言うんじゃないか、という感じがするんです。三淵さんて、すごく親しみも持てるし、エピソードを拝見すると豪快なところもあって、二人のキャラクターに通じるところがあるのかなと思いました。

——尾崎さんが感じる三淵さんが生きた時代と現代の違いはありますか。

当時の、それこそ戦前の旧民法であるとか昔の法律には、こんなことが書いてあったんだと思うことが

ありますが、現代になって女性にとって不利だった法律が変わっても、変わっているはずなのに世の中は変わってないと感じることが多いというか。昔はこうでした、今はそうじゃない、ではなくて、昔はこうでした、でも、なんとなく今もそうなんじゃないか、と感じることがあります。

——三淵さんが学んだ明治大学を訪問されたときは、どんなお話をされたんですか。

まず明治大学にあった女子部法科という、日本で初めて女性に法律を専門で教える学校、専門部があったということがすごく魅力的でした。企画の中でも女性たちが法律を学ぶ学校があったというのはとても重要なことだと思ったので、まずは資料がある明治大学さんに行こうということで伺ったんです。当時の女子部の生徒さんたちがどんな建物に通っていたとか、どんな制服だったとか、あとは名簿が残っていたので、当時何人くらい通っていたのかとか、登場人物の中にもいるんですけど留学生の方、朝鮮半島や台湾、中国本土から来た方の名前が名簿の中にあっただけで、そういう歴史的事実もお聞かせいただきました。

——ドラマの中で実際に留学生が登場するんですね。

そうですね。当時は高校を卒業して、そのまま入ってくるという一律の感じではなくて、三淵さんは女学校を出てすぐ入られたみたいですけど、世代としても例えば40代とか50代とかお子さんがいらっしやるような方が入学してきたというようなことも書かれていました。ここで法律を勉強できるということで、いろいろな女性が集まってきて、海外からも来たということが名簿からも分かったので、そういう登場人物がいてもいいんじゃないか、というのを考えました。

——本作品のロゴに昔の法服の胸元に描かれていた唐草模様が使われていますが、法服については何か話題に出ましたか。

昔は法曹三者が着ていて今は裁判官だけ着ているというのは、ある種権威の象徴みたいな感じはしますね。ドラマでも、戦前の裁判を再現するので、弁護士も法服を着ているというのをやるんですけど、みんなが着ていると、より儀式めいている感じがします。『ハリー・ポッター』みたいだと言いながら衣装を着たりしています。でもすごくおしゃれというか、印象的な模様なので、昔の法服、かっこいいなと思います。

——尾崎さんも本作品を機に裁判傍聴に行かれたそうですが、傍聴されたのはどんな事件だったんですか。

何件も見たんですけど、とても印象に残っているのは、高齢のおばあちゃんがコンビニでペットボトルを盗んだという刑事裁判です。注目されるような裁判じゃないから傍聴しているのは僕と何人かだけで、言い方が難しいんですけど、最初はペットボトル1本盗んだぐらいでこんな裁判をやるのかという感じで傍聴していました。聞いてみると、そのおばあちゃんは再犯らしくて、たぶん何回もやっちゃってここまで来たんだろうという方で。でも、裁判官も検事も弁護士も結構若手の方だったんですが、皆さん、おばあちゃんの話ちゃんと聞いて、すごく頑張っているという感じがしたんです。裁判をちゃんと成立させるというか、日本という国家において、こういう制度があることできちんと世の中が回っているというか、正義が成されるというか。裁判で人を裁くって本当は大変なことじゃないですか。でも、耳が聞こえづらそうで、もしかしたら認知症かもしれないおばあちゃんに対して、本当にいろいろなことを一生懸命聞いている、こうですか、ああですかみたいなことをやっているのが、僕はすごく印象に残って、心を打たれたというか。普通なら、おばあちゃん、分かった、もうこういうことだよ、でいいやと思っちゃいそうなのに、しっかり手続きをふんで、おばあちゃんの言い分をふまえた可能性を考えていて、とても好感を持ったというか、言い方はあれですけど、何かいいなと思ったんです。

——傍聴は皆さんで行かれたんですか。

最初は僕一人でふらっと行ってみたんですが、その後で出演者の伊藤沙莉さんやスタッフたちとも傍聴に行っています。

——この作品に関わる前は、弁護士に対してどのようなイメージを持たれていましたか。

どうですかね。いろいろな人がいるんだろうなとは思っていました。社会正義のため、弱い人のために頑張っている方もいるだろうし、ドラマっぽいですけど、企業関係でのごお金を儲けまくっている人もいるんだろうなという（笑）。中間も当然いらっしゃると思うんですけど、ちょっと両極端なイメージを持っていたかもしれないですね。

——最後に、尾崎さんが『虎に翼』を通じて、皆さんに伝えたいことを教えてください。

猪爪寅子という1人の女性が、弁護士、裁判官と法律の仕事歩んでいく中での様々な困難や喜び、仲間との出会いなどを長い人生のスパンで描いているかと思っているので、そこに対して共感していただいたり、心を動かされたりしながら、寅子と一緒に人生を体験してもらえそうなドラマになればと思っています。当然、女性の方には共感できたり、心を寄せて見ていただけるものになるかと思っております。皆さんが楽しめるドラマになっていると思うので、たくさんの方に見ていただけたらいいですね。

#### プロフィール おさき・ひろかず

1980年鳥取県生まれ。2002年日本放送協会（NHK）入局。地域放送局勤務を経て、ドラマ番組部へ異動。2009年の大河ドラマ『天地人』の演出をはじめとして、数々のドラマ制作を手掛けている。

#### 近年の主な作品 〈プロデューサー〉

NHK によるドラマ『ソノビが来たから人生見つめ直した件』（2019年）  
NHK によるドラマ『腐女子、うっかりゲイに告る。』（2019年）  
〈制作統括〉  
NHK 連続テレビ小説『エール』（2020年）  
NHK によるドラマ『ここは今から倫理です。』（2021年）  
NHK によるドラマ『恋せぬふたり』（2022年）  
NHK 大河ドラマ『鎌倉殿の13人』（2022年）

## 就任のご挨拶

### 会員がいきいきと活躍できる東京弁護士会を

東京弁護士会会長 上田 智司

当会の会員数は近い将来1万人を超えますが、当会が直面する課題を解決していくためには、会員が一体となって会務を運営し、多くの会員の意思を反映した政策を実現していくことが求められます。会員の意思が反映された政策が実現されてこそ初めて、当会がこれまで行ってきた会員や市民のための諸活動が更に活性化できると考えます。

そのような視点から以下の課題の解決に取り組めます。

## 1. 会務運営に多様な意見を反映する

会員数の増加に伴い、当会と会員との距離感が少しずつ広がっているように感じられます。当会と会員の距離感を解消し、当会と会員を一体化するためには当会の会務運営に多くの会員が容易に参加できる環境を整備することが重要です。多数の会員が会務に参加できるための環境整備についてWEB会議等が積極的に活用され、時間と場所に制約されずに委員会活動に参加し易くなっていますが、当会の政策決定をする常議員会や、総会にも参加し易い環境を整備する必要があります。まだまだハードルはありますが、常議員会だけではなく総会についても一定の要件の下にWEBでの参加が認められるよう工夫を凝らしたいと考えています。そのことによって会務運営の民主化が実現され、当会と会員の一体感を強めることになると考えます。

## 2. 会員のため魅力ある弁護士会を

会員が増えていく中で、当会は会員のために何をしてくれるのかという素朴な疑問をもつ会員も少なくないと思われ、そのことが若手会員の会務離れにも

つながっているように思われます。

当会には法律研究部を中核とする多くの専門分野の部会があり、また研修制度も極めて充実していますので、まさに実務に直結する研究部会や、研修制度は当会が他会と比べても誇れるものです。これらの制度が充実していることの積極的な広報も会員が当会への帰属意識をもつきっかけになると考えます。加えて、当会が弁護士の養成過程に一貫して関わる東弁ロースクール構想の端緒も開きたいと考えています。

当会は弁護士の活動領域の拡大にも積極的に取り組んでおり、弁護士活動領域拡大推進本部では自治体連携センターを通じて自治体の法的ニーズを掘り起こす活動をし、中小企業法律支援センターでは中小企業のニーズに対応する活動領域の拡大に取り組んでいます。これらの活動を更に充実させ、会員のための魅力ある弁護士会の実現を目指します。

## 3. 市民のため頼りがいのある弁護士会を

当会が取り組む多くの人権擁護活動に参加することは会員の誇りでもあり、使命でもあると考えます。市民に寄り添い、法の支配を社会の隅々に及ぼすための活動を当会は率先して行ってきましたが、この活動を支えているのは会員に他なりません。会員とともに人権擁護活動を支える当会の良き伝統を引き継いで参ります。

これらの課題の実現に向けて、役員一同力を合わせ、会務を支える職員の方々の御協力を頂きながら、当会のため全力を尽くしますので、1年間どうぞ宜しくお願い致します。



2024年度の役員に  
誌上インタビューを行いました。  
1年間よろしくお願いいたします。

質  
問

- ① 一番関心があること
- ② 一番大切にしていること
- ③ 長所・短所、趣味
- ④ 座右の銘

## 会員がいきいきと活躍できる弁護士会を

会長 上田 智司 (38期)



- ① 東京弁護士会の魅力を発信し、会員を増やし、会の活動を活性化すること
- ② チームワークと適度なリーダーシップ  
事を成すにはチームワークが一番大切ですが、判断を求められた時には適度なリーダーシップを発揮することも必要と考えます。
- ③ 長所は問題を大局的な視点から捉えて判断を誤らないことだと思っていますが、短所

は若干緻密さに欠けるところです。

趣味は何時までもうまくならないゴルフ。

- ④ 「愚公山を移す」

一見不可能と思えることであっても、諦めず、たゆまず努力すれば事は実現するという意味だと思いますが、「問題は解決されるためにある」という言葉とともに困難に出会った時に自分を支えてくれる座右の銘です。

## 着実な会務運営を

副会長 二瓶 茂 (44期)



- ① 弁護士や弁護士会が市民から信頼され、頼りにされる存在であり続けるために、様々な声に耳を傾けながら、1つ1つの会務に着実に取り組んでいくことです。
- ② 与えられた仕事は手を抜かず、最善を尽くして信頼を裏切らないことです。そして、仕事の結果に責任を持てるようにすることです。

- ③ 長所は、集中力を継続できることです。

短所は、極度に心配性なところと、近頃は短気になりつつあることです。

趣味は、ジョギングとウォーキング、それから新聞を読むことです。

- ④ 私の造語ですが、「時間は造るもの」です。遣り繰りしたり、工夫して時間を生み出し事に当たるということを心掛けています。

## 個人の尊厳が守られる社会を

副会長 町田 行功 (49期)



- ① 個人的には、テクノロジーと人間性の調和及び不寛容な社会の是正  
役員としては、会員諸氏による多彩な人権擁護活動の認知度を高め、弁護士自治の存在意義を広く市民に理解してもらうための諸活動及び法曹志願者の増加に向けた、弁護士という職業の魅力・やりがいの効果的な発信方法
- ② 常識を疑うこと、自分が生かされていることに日々感謝すること

- ③ 長所：いい意味での諦めの悪さ、どこに行っても物怖じしないあっけらかんとした性格

短所：整理整頓が苦手なところ、「意味が分かんないなあ〜」という口癖、落ち着きのなさ、遅筆など

趣味：読書、観劇、スポーツ観戦（特に日本のプロ野球）、海外旅行等

- ④ 「禍福は糾える縄の如し」「疾風に勁草を知る」「知恩報恩」「落ち着いて！」

## 弁護士の活動を支える基盤の整備

副会長 廣瀬 健一郎 (50期)



- ① 東京弁護士会の会員の活動を支えるために必要な基盤を整備すること。ジェンダーバイアスの排除、財務基盤の強化、効率化（会務のスマート化、東京弁護士会デジタル化基本計画の推進）及び災害への備え。若手会員の支援、活動領域の拡大、人権擁護活動を進めること。
- ② 人と一緒に過ごす時間。
- ③ 長所は楽観的なこと。  
短所は見通しが甘いこと。  
趣味は人とお酒を飲むこと。
- ④ 一番いけないのはやりたいことがやれない人生。やりたいことがやれない将棋。教科書どおりの人生。そんなつまらないものはない。（米長邦雄）

## 共生の未来を創る弁護士会を

副会長 福崎 聖子 (54期)



- ① 子ども達の未来のために、弁護士として、また一人の大人として、どうお役にたてるか。そして、10年、20年、100年後の世界に、子ども達がどう育っているのかに関心があります。
- ② 今、この瞬間を精一杯、生き切ること。
- ③ 長所：とにかく、ひたすら、明るい。  
短所：人の世話を焼きすぎる。  
趣味は、子ども食堂（2019年よりNPO法人みなと子ども食堂理事長をしております）。旅、ワイン（ブルゴーニュワイン騎士団です）、ゴルフ（これから練習再開予定）。
- ③ 「心を燃やせ」「人生一回」。

## 会員・市民とともに未来へ

副会長 高島 希之 (54期)



- ① 弁護士・弁護士会が市民にとって信頼される存在であり続けるため、弁護士会が会員と一緒に未来へ進む道筋・方策を模索していくこと
- ② すべてのことに対して誠実に向き合うこと
- ③ 長所は忍耐強いところ、堅実なところ。  
短所は飽きっぽいところ。  
趣味は全国のサウナ巡りです。
- ④ 「雲外蒼天」。困難の先には明るい未来があると信じています。

## 活力ある弁護士会を次世代へ繋ぐために

副会長 三枝 恵真 (55期)



- ① 会員の多様性・社会の多様性に応じたインフラ整備と安定した財務基盤の確立、そのために必要性和許容性のバランスのとれた議論を積み重ねることです。会員の皆さんの活動を下支えし、職員の皆さんが安心して働ける環境を整備することに努力したいと思います。
- ② 役員の職責、弁護士業務、家庭の時間のバランスを大切にしたいと思っています。
- ③ 長所は辛抱強いところ、コツコツ、前向きなところ。短所(?)は性格、身体能力ともに器用ではありません（最近もやけど、切り傷、足指骨折…）。  
趣味は、日本舞踊（藤間流。まだまだ先は長いです）、茶道、走ること（ハーフまで）。
- ④ 「疾風に勁草を知る」—苦難にあってはじめて人の意志の強さが分かること。困難な場面でこそ揺るがずにいたいと思います。

## 課題の認識と解決に努めます

監事 田川 淳一 (50期)



- ① 効率化。日頃の自らの生活や業務においても効率が悪く感じる事が、体力の限界を意識する中で多くなっているため、いろいろ効率化できないかを日々考えています。東弁のシステム改修には、それと類似するものとして関心があります。
- ② 公正・衡平についていつも考えること。業務の非効率の原因になることも多いのです

が、これは譲れないところです。

- ③ 長所：あまりこだわりがないこと  
短所：細かいといわれます（長所と反するようですが…）。  
趣味：動画（Y○○T○○○等）鑑賞、読書、スキー
- ④ 為せば成る

## とにかく1年間がんばります！

監事 榎木 純一 (62期)



- ① 弁護士のポテンシャルです。世界を見渡せば、政治の世界はもとより、FRB議長やECB総裁など経済界でも弁護士出身者が活躍しています。我々の活躍の場はもっともっとあるはずですよ。
- ② まず生き残ること。ナチス時代のハンガリーで少年期を生き抜いたジョージ・ソロス“Survive first and make money afterward”という言葉を残しています。生き残らなければ、

次の一手は打てません。

- ③ 長所は楽観的で感情の起伏が少ないこと、短所はマイペースで初動が遅いこと。  
趣味は、ゴルフと焼肉、ときどき旅行。
- ④ Be prepared（備えよ 常に） 非常時でも平常時でも、人生のすべての場面にあてはまります。その時が訪れたら、I'm ready！と言える力を蓄えたいものです。

## シンポジウム「脱炭素化時代における弁護士業務のあり方」の概容

中小企業法律支援センター 委員 松本 泉

### 1 はじめに

2023年11月17日、当会の公害・環境特別委員会と中小企業法律支援センターは、「脱炭素化時代における弁護士業務のあり方～サプライチェーンマネジメントの重要性と弁護士業務～」と題した合同シンポジウムを開催しました。当日は、オンライン参加も含め約50名もの方にご参加を頂き、大変盛況な会となりました。本稿におきましては、当日の議論の概要を報告させて頂きたいと思っております。

### 2 シンポジウムの概要

#### (1) 第1部（桑原氏による基調講演）

第1部におきましては、一般社団法人電気安全環境研究所電気製品安全センター副所長、GCNJサプライチェーン分科会普及促進タスクチームリーダーの桑原崇氏より、人権・環境問題にかかるサプライチェーン問題の近時の動向等についてご講演を頂きました。



桑原氏による基調講演

まず、SDGsの背景として、1999年にコフィ・アナン国連事務総長（当時）によって提唱され、現在までに世界約170カ国、23,800を超える企業・団体が署名している国連グローバル・コンパクト（GC）の概要をご説明頂き、この日本組織であるグローバル・

コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）が、人権デュー・デリジェンス（DD）マニュアルなど多くの有用な資料を作成・公表していることをご紹介します。

また、企業のサプライチェーン（注：原材料・部品の調達

から製品の販売に至るまでの一連の流れ）上における温室効果ガス排出量算定・報告の範囲に関する、スコープ1（自社が所有・支配する施設からの直接排出）、スコープ2（他社から供給された電気・熱・蒸気を使うことによる間接排出）、スコープ3（自社のバリューチェーンからの排出）の区分をご説明頂いた上で、近年は多くの海外企業がスコープ3まで含めたカーボンニュートラル目標を設定しており、日本企業にもこうした取組みを促していかないと、海外企業との取引から排除されてしまうリスクがある旨のお話を頂きました。

#### (2) 第2部（パネルディスカッション）

その後、第2部におきましては、第1部でご講演頂いた桑原氏に加え、株式会社りそなホールディングスグループ戦略部サステナビリティ推進室の北條茉実氏、TSUCHIYA株式会社上級執行役員の児玉孝哉氏、真和総合法律事務所の高橋大祐弁護士（第一東京弁護士会）にご参加頂き、当会の横手聡会員（公害・環境特別委員会SDGs部会部会長）がコーディネーターを務め、パネルディスカッションを実施しました。

#### ア サプライチェーン管理に関する課題

最初に各参加者から、サプライチェーン管理に関する課題についてお話を頂きました。桑原氏からは、海外ではこうしたサプライチェーン管理に中小企業も積極的に参加しているのに対し、日本ではまだまだ大企業の問題と捉えられがちであり、如何に中小企業にも問題意識を持ってもらうかが課題との問題提起を頂きました。

北條氏からは、りそなグループの取引先の多くは中小企業であるところ、金融機関のスコープ3の中に含まれる、融資先である中小企業の方に問題意識を持ってもらうため



パネルディスカッション

左から、当会の横手会員、桑原氏、北條氏、児玉氏、及び高橋弁護士

には、①意識の壁、②サプライチェーンの壁、③コスト負担の壁、④イノベーションの壁、の4つの壁を乗り越える必要があるとのことがありました。特に②については、下請先は多くのケースでメッシュ型に入り組んでいるという、サプライチェーン全体を把握することの困難さについて分かりやすくご説明頂きました。また、金融機関からの立場として、温室効果ガスの排出量削減等の目標の達成状況に応じて金利等の融資条件が変動するサステナビリティ・リンク・ローンが活用するためには、外部評価機関から評価書を取得しなければならないところ、そのためには相応の費用がかかるため、現実には中小企業にとって利用しづらいものとなっているとのこともありました。

## イ 最近のトレンド

次にサステナビリティ（持続可能性）に関する最近のトレンドとして、高橋弁護士より、温室効果ガスの排出が人権問題であると判断したオランダの最高裁判決を踏まえ、これは決してオランダだけの話ではなく、これからは気候変動も人権問題であると捉えて適切なアドバイスを行う役割が弁護士に求められている旨のお話がありました。また、関係主体の行動変容を促すためには取組みのメリットを示すことが一つの鍵になると思われるところ、桑原氏より、欧米企業の調達においては気候変動の取組みを行うことが調達条件に含まれるようになってきており、「ビジネスを続けるためにサステナビリティの取組みが必要である」というストーリーが大事になってくるというご示唆がありました。

また、北條氏からは、従業員を確保するに際して、若い世代に対し、サステナビリティに取り組んでいることを示すことが大事になってきているとお話がありました。そして、その背景として、経済的価値だけでなく、社会的価値を重視する価値観の変容があるのではないかとのご指摘頂きました。児玉氏からも、最近の新入社員は、経営層の世代よりも遥かに環境意識が高く、大学に講演に行く際にSDGsのバッジを付けていると必ずSDGsの質問を聞かれる、との実例もお示し頂きました。

## ウ 弁護士・弁護士会への期待

桑原氏から、近年、サプライチェーン管理のために取引先に質問票が送られるようになってきているところ、こうした質問票への回答を単なるアリバイ作りのためではなく、実際に中小企業の経営を変えていくきっかけとして活用していくという視点が大事なお話がありました。その上で、弁護士に対しては、問題が発覚した後ではなく、こうした質問票への回答に際して未然防止の観点から関与してほしいとの期待が示されました。

また、北條氏からは、科学的知見と整合した温室効果ガス排出削減目標の設定（SBT）に関して、中小企業版SBTの取得を中小企業に促していくことも一案だとのことがありました。これに関し、児玉氏からも、弁護士からSBTの取得を促していくことは有益ではないかのご示唆がありました。

## 3 おわりに

近年、SDGsがビジネスにおいて急速に普及する中、自社のみならず、取引先をはじめとするサプライチェーン全体において、人権を尊重し環境に配慮する取組みが求められるようになっており、こうした動きは中小企業にとっても他人事ではありません。本シンポジウムが、こうした近年の動きに対する認知度を高める一助となりましたら幸いです。



当会の湊信明会員による閉会のあいさつ

## 2023年度 外国人支援団体との交流会報告

外国人の権利に関する委員会 委員長 林 純子 (68期) 副委員長 桐本 裕子 (70期)  
副委員長 有園 洋一 (72期) 委員 金 竜介 (46期)

### 1 外国人支援団体との交流会

2023年12月1日に、毎年恒例の外国人支援団体との交流会が開催された。2023年は新型コロナウイルス感染症の影響で自粛されていた懇親会を4年ぶりに開くことができた。40名以上の方にご参加いただき、懇親会は大々的なものではなかったが、参加者同士の会話に花が咲いた。新たな人脈形成につながる有意義な会であった。

### 2 全体講演会

#### 「難民（申請者）と日本社会の共創」

（桐本裕子副委員長）

全体講演会では、NPO法人 WELgee（ウェルジー）理事 山本菜奈氏から「難民（申請者）と日本社会の共創」という内容をご講演いただいた。

WELgeeは、難民申請者が自らの経歴や知見、能力などを生かし日本企業で働くためのプログラムを提供する団体である。難民申請者を社会課題でなく、社会課題と一緒に解決する仲間と考える。

山本氏からは、難民申請者が日本の労働市場で能力を活かすためには、自身の経歴や関心を紐解いて、実務経験がない領域も含めて、幅広い選択肢の中で挑戦することが重要であるご指摘いただいた。そのうえで、WELgeeが提供するプログラムの内容（育成事業、職員によるメンタープログラム、難民申請者のスキル開発、就労伴走支援等）をご紹介いただき、実際に難民申請者が日本語を使って日本企業に就職し、当該企業内で不可欠な存在になっている事例



全体講演会

をお話いただいた。

難民申請者は、「支援」の対象と考えられがちだが、WELgeeは、その人の能力や活力を活かして、日本社会を共創する体制づくりを目指している。WELgeeの取り組みは、今後、我々が外国籍の方とどのように日本社会を形成するかを考えるうえで大変勉強になった。

### 3 第1分科会

#### 「校則と差別（差別的指導を中心に）」

（林 純子委員長）

第1分科会では、「校則と差別（差別的指導を中心に）」をテーマに、外国にルーツを持つ子どもたちが学校で直面する問題などについて意見交換を行った。外国のルーツに直結する身体的特徴や文化的側面などを否定・軽視されると、子どもがアイデンティティ・クライシスに陥ったり、外国にルーツを持つ親との関係が悪化することもあるため、

学校側が子ども一人ひとりのルーツや多様性を尊重する姿勢をもつことが必要であることが指摘された。

また、子どもたちは、学校外においても、電車の中で自分の隣だけ誰も座ろうとしないという経験や、他人からジロジロ見られる経験をしたり、「外国人」「ハーフ」などとレッテルを貼られて傷ついたりしており、それらについて、「気にしすぎ」などと言わずに、まずは周囲の大人がきちんと受け止めることが重要であることが確認された。さらに、「ブラック〇〇」や「〇〇難民」という言葉は、アフリカ系や難民の子どもたちを傷つける表現であるので避けるべきことも指摘された。

この分科会を通して、外国にルーツを持つ子どもたちが直面している問題を知り、差別をなくす必要性を再確認することができた。

#### 4 第2分科会 「難民及び補完的保護対象者の 就職先について」

(有園洋一副委員長)

第2分科会では、「難民及び補完的保護対象者の就職先について」をテーマに、難民として認定された後も、就労先が定まらず、生活を築いていくことが難しい人がそもそも多いことに鑑み、新たに開始された補完的保護制度による保護対象者なども増える中、今後どのように就職先を確保すべきか、という問題意識を起点に意見交換が行われた。

支援者からは、この問題に加えて、難民申請者の中で就労許可がない人々、そもそも居住生活する場所がなく公園で過ごす人々が増えていることなどの事実が報告され、民間支援では人的・物的な限界があるため、難民等の人々に対する公的支援の検討が急務であるという認識が示された。

また、このような状況でどのような提案が可能か、という話題のなかでは、取り壊し予定となっている公営住宅を住宅として供給した例や、自治体が住宅を借り上げてグループホームを立ち上げた例などが紹介され、その他、民間主導で行ってきた取り組みを自治体に紹介して公的支援の実例をつくり、自治体の例から政策として国に提案していくスキームも考えられる、といった提案もされた。

支援者との意見交換を通じ、難民支援の現状と課題を共有することができる、貴重な機会であった。

#### 5 第3分科会 「ヘイトクライム ～関東大震災から100年～」

(金 竜介委員)

第3分科会では、2023年が関東大震災100年であることから「ヘイトクライム～関東大震災から100年～」について話し合われた。

大震災による犠牲者10万5千人の内、1～数%にあたることされる朝鮮人虐殺事件について弁護士が解説し、朝鮮人に対する差別意識が根底にあったこと、歴史的事実であるにもかかわらず、否定・擁護する意見が堂々と語られる現状、ウトロ放火事件、名古屋韓国学校放火事件、京都国際学園放火事件などのヘイトクライムが相次いでいる背景について意見交換が行われた。

参加者からは、ヘイトスピーチがヘイトクライムに発展することが指摘され、重大な犯罪行為の素地となるヘイトスピーチを禁止することやヘイトクライムを法律で規定することが必要であるとの発言が積極的になされた。

社会全体でヘイトクライムを止めるための制度の構築が重要であるとの見解で参加者の意見が一致した分科会であった。



## 第27回 イタリアメディア調査 —報道の自由を守るための取組みと挑戦—

人権擁護委員会 報道と人権部会 池田 雅子 (61期)

日弁連人権擁護委員会人権と報道に関する特別部会の調査団（緑川由香弁護士（第二東京）団長以下14名）の一員として、2023年9月17日から22日までローマに滞在し、イタリアにおける人権擁護と報道の自由の調和をめぐる事情に関する調査を行った。ODG（ジャーナリスト協会）、AGCOM（通信における適正保障のためのオーソリティ）、ラ・レプブリッカ紙（新聞社）、RAI（テレビ局）、イタリア弁護士会等を訪問した他、ローマ第三大学のGiorgio Resta教授らからイタリアにおける報道の自由をめぐる問題、IT法を専門とするAndrea Monti弁護士から生成AI及びChatGPTに関する法的問題、レンメ法律事務所のGiuliano Lemme代表弁護士ほか6名の所員及び調査報道に取り組むジャーナリスト2名から名誉毀損に関わる実務及びジャーナリストの直面する状況について講義を受けた。

イタリアのジャーナリストは国家資格だ。ジャーナリスト協会はジャーナリストの自律的活動を担う機関であり、法に基づき資格試験を運用し、登録名簿の管理、倫理綱領の制定、教育、懲戒等を行っている。資格を有さない者であっても名簿に掲載されることでジャーナリストとして活動は可能だが、報道を専業として活動する場合は国家試験に合格し専用の名簿に登録される必要があり、それが職能意識の維持に役立っている。

イタリアでジャーナリストの最大の脅威は生命の危険だ。2023年9月現在、マフィアや極右から脅しを受け、武装警察によるボディガードの付いている者が22名、そのほか国家による保護の対象とされている者が250名いる。ジャーナリスト協会の60周年を記念する壁画には目隠しされ両手を縛られたジャーナリストの姿が描かれており、「真実のジャーナリズムは、汚職を防ぎ、犯罪を抑制し、政治家に良い統治を課す」とのメッセージとともに殉職したジャーナ

リスト達の写真が掲げられていた。

片や近時、ジャーナリストが直面する深刻な問題として形を変えて増加しているのが、メローニ首相をはじめとする政治家やマフィア、大企業等からの司法を利用した脅しである。イタリア刑法典595条及び報道に関する法律（報道法）13条は、報道による名誉毀損罪に懲役刑を科しており、記者だけでなく編集責任を怠った正副編集長や発行者までも懲罰の対象としている。言論の封じ込めを狙いとするジャーナリストに対する名誉毀損罪での告訴、高額な損害賠償を求める民事訴訟（スラップ訴訟）が増加の一途を辿っており、報道の自由への脅威となっている。イタリア憲法裁判所は、2021年6月、懲役と罰金を累積的に科す報道法13条を違憲とする判決を下したが、その法改正ははまだ実現されておらず国民的論争の只中にある。

他方、報道の自由を脅かす社会情勢はイタリア固有の問題にとどまらない。欧州各国でメディアが様々な圧力に晒されている中、欧州評議会では報道の自由を守るための決議が重ねて採択されており、「欧州メディア自由法」成立の動きへと繋がっている。同法案は、EU域内のメディアの独立性と多元性を保護する共通原則を定めることを狙いとしており、メディアの民主主義の番人としての役割を再確認し原点に立ち還る内容を含んでいる。

イタリア弁護士会は、2015年に日刊紙“*Il Dubbio*”（「疑い」）を設立し、司法に関する記事を中心に、政治経済、社会、文化を含む幅広い情報を社会に提供している。調査団訪問の翌日、我々の来訪が記事となり日本の司法について語る内容が全世界に発信されたことには驚いた。弁護士会が自ら報道の自由の担い手となり、弱者の人権に光を当て市民の知る権利に奉仕するその自律的な取組みは、弁護士会の社会的意義を再考させる。



# カーボン・クレジット 大づかみ

## 第6回 続・カーボン・クレジットの法的課題～連載を終えるにあたって～

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 横手 聡 (61期)

昨年10月号から続いてきた本連載「カーボン・クレジット大づかみ」は、今回で最終回である。今回は、前回に引き続いて、カーボン・クレジットの法的課題について若干取り上げるほか、連載を終えるにあたって、カーボン・クレジットと弁護士業務との関連等について述べる。

### 1 続・カーボン・クレジットの法的課題

#### (1) 売買契約時の留意点

前号(3月号)の記事にもあるとおり、カーボン・クレジット取引の法的リスクに対応するためには、契約書において予防策を講じておくことが肝要である。具体的には、カーボン・クレジット売買契約書において、表明保証条項をどのように設定するかが重要になると思われる。

カーボン・クレジットの要件としては、ICROAの「ICROA CODE OF BEST PRACTICE」が定める6要件(Real:実際に排出削減等の活動が行われていること、Measurable:信頼できる基準と手法で定量化できること、Permanent:永続性があること、Additional:そのプロジェクトがなければ排出削減等が実現しなかったこと、Independently verified:独立した第三者機関による検証、Unique:唯一無二であること、二重カウントされていないこと)が知られている\*1。そこで、カーボン・クレジット売買契約書における表明保証条項は、これらの6要件について意識しつつ、たとえば次のように設定することが考えられる。

売主は、本契約締結日及び権利移転日において、

次に掲げる各事項について、真実かつ正確であることにつき、表明し、保証する。

- ① プロジェクトが実在し、計画書どおりに実行されており、削減・吸収・除去量が、信頼できる基準と手法で測定されたものであること
- ② プロジェクトによる削減効果・吸収除去効果に永続性があること
- ③ 追加性があること
- ④ クレジットが独立した第三者機関により検証されていること
- ⑤ クレジットが二重発行されていないこと
- ⑥ クレジットが二重に譲渡されておらず、無効化・償却されておらず、担保設定されていないこと

表明保証条項に違反があった場合には、解除・損害賠償が可能になる旨を規定しておくのが通常であると考えられる。また、買主の立場からすれば、表明保証のあった事項以外でも、クレジットの品質に問題があった場合には、契約不適合責任を追究しうる旨を規定しておくのが望ましい。もっとも、どのような表明保証条項を入れるか、売主の責任をどのように定めるかは、当該取引における各当事者の立場・意向も踏まえつつ、現実的な条項を個別に検討するしかない。

なお、ICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)が公表しているThe Core Carbon Principles\*2では、クレジットの品質として、追跡可能性や透明性確保などガバナンスの観点や、持続可能性の考慮も提起されているので、カーボン・クレジット取引の際には、これらの観点も意識すべきである。

\*1: LIBRA2023年10月号34～35頁、本連載第1回「カーボン・クレジットとは」

\*2: <https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/>

## (2) 表示に係る問題

近時、乳製品を取り扱う欧州の会社が、商品に「net zero climate footprint」という言葉を使用していたところ、スウェーデンの裁判所の判決で、消費者に誤った印象を与えたとして、その言葉の使用が禁止された例が紹介されている。これは、100年を超えて炭素を蓄積することの保証がないという意味で、使用したクレジットについて永続性の問題があったからであるとされる\*3。

企業がカーボン・クレジットを使用してオフセットを主張する場合、当該クレジットを創出したプロジェクトに問題があるなど、カーボン・クレジットの品質に疑義があると、オフセットの主張がウォッシュである（環境に配慮するように見せて実態が伴っておらず、消費者に誤解を与えること）という非難を免れず、法的紛争に発展する可能性もある。

## (3) 担保設定・強制執行

カーボン・クレジットに対する譲渡担保設定の合意自体を禁止する理由はないと思われる。また、民事執行では、「その他の財産権」（民事執行法167条1項）に該当するものとして手続を進めることができる可能性はある\*4。ただし、カーボン・クレジットの法的性質が明らかでないため担保設定・強制執行については不透明な点があり、今後の検討課題である。

## 2 弁護士業務との関連

本連載を開始するにあたり、カーボン・クレジットが弁護士業務とどのようにつながるのかという疑問も寄せられたが、脱炭素が社会的に重要な課題となっている中で、社会における脱炭素への取り組みを理解するという意味では、カーボン・クレジット制度にも関心を寄せることが望ましい。

また、カーボン・クレジットを含む脱炭素への様々

な取り組みの内容を理解しようとする姿勢を持ちつつ弁護士としての活動をすることで、脱炭素を重要課題として捉えている他業種の人たちと温度感を共通にすることができるし、脱炭素を推進しようとしている人たちと協働することにつながり、人脈が広がって、結果的に、様々な弁護士業務への依頼に結びつくこともあるだろう。

さらに、気候危機が人権問題であるという認識を持ち、カーボン・クレジットの売買・使用等の場面で、人権の観点に立ち返って考える視点を提供していくことも、弁護士の役割であると考えられる。

## 3 連載を終えるにあたって

これまで、環境を破壊しても経済的に大きな不利益がないルールの下で、廃棄物が大量に出され、生物多様性が損なわれ、温室効果ガスが大量排出されてきた。そこで、人間が住み続けられる地球環境を維持するために、「環境を破壊すると経済的に損をし、環境を守ると経済的な利益が得られるような仕組み」を作る方向を模索するというのは、一つの考え方である。そして、より少ないコストで効率的に温室効果ガスの削減・吸収・除去を可能にするカーボン・クレジットの概念自体は、脱炭素への取り組みを進めるために有効な一つの方法である。この方法がうまく機能するようにするため（クレジット制度への信頼を維持するため）にも、削減・吸収・除去の量が確実な根拠に基づいて算定されていること等について、適切に注意を払っていかなければならない。

カーボン・クレジット取引、カーボンプライシング、ひいては社会において行われている脱炭素に向けた様々な取り組みが適切な方向に深化していくことを願って、本連載を終える。本連載を通じて、カーボン・クレジットに対する関心を少しでも創出できたのであれば幸いである。

\* 3 : Isabella Kaminski 「Dubious carbon offsetting claims ‘ripe’ for legal action」 (2023年3月1日)

<https://www.the-wave.net/carbon-offsetting-claims/>、野村総合研究所「排出量取引とカーボンクレジットのすべて」150頁。

\* 4 : 長島・大野・常松法律事務所カーボンニュートラル・プラクティスチーム編「カーボンニュートラル法務」56～57頁。なお、質権の設定は困難であるとされる。

## 第2回 刑事手続において困難な状況にある人々への支援

公設事務所運営特別委員会委員  
弁護士法人北千住パブリック法律事務所 酒田 芳人 (64期)1 北千住パブリック法律事務所  
(以下「北パブ」) について

今回は、当事務所の前原潤弁護士から「若手弁護士から見た少年事件—刑事事件の経験を活かしながら」というテーマで、具体的な少年事件の活動について報告した。今回は、少年事件を含めた当事務所の刑事事件全般について、特に「困難な」事件への対応について改めて報告する。

ご承知の通り、当事務所は2004年4月1日、刑事事件対応型の公設事務所として東京弁護士会により設立された。以後、約20年にわたり、東京都足立区の北千住において事務所の運営がなされている。これまで多くの会員やOB・OGの支援を受け、今年4月で20周年の節目を迎えることになる（なお、20周年の記念シンポジウム及び懇親会が、2024年11月29日（金）午後に計画されている）。

この間、刑事被疑者国選弁護制度及び法曹人口の拡大に伴い、刑事事件の被疑者・被告人に対して広く弁護人が付されることとなり、被疑者・被告人に対する法的援助という点では大きな前進が見られたことは事実である。

しかし、全国的に見れば未だ弁護人の援助が十分に得られない被疑者・被告人が存在するという問題が十分に解決されたとは言えない状況にあるし、また、東京都内に限って見ても未だ同様の問題は存在すると考えている。ここでは、その現状を概観しつつ、「困難な」状況にある人々への支援について述べたい。

2 弁護士の偏在と  
被疑者国選弁護制度の拡大

2006年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付

されていたが、2006年10月からは勾留状が発せられている被疑者に対しても国選弁護人が付されることになった。当初は対象事件が限られていたものの、2018年6月からは被疑者が勾留されている全事件に対して国選弁護人が付されることとなった。これに伴い、被疑者国選事件に対応する弁護士が必要となったが、弁護士人口の大都市への偏在は未だ続いていることを考えると、東京のような大都市圏において刑事弁護に対応可能な多くの弁護士を養成し、そうした大都市圏以外の地域へと送り出すことが必要な状況は続いている。

また、国選弁護人の本来の趣旨からすれば、勾留に先立つ逮捕段階における被疑者に対しても国選弁護人が付される必要があるが、仮に逮捕段階からの被疑者国選弁護制度が実現したあかつきには、東京に限ってみても、更に多くの刑事弁護に対応する弁護士が必要とされることになるのではないかとと思われる。

## 3 滞留事件・対応困難事件への対応

弁護士人口が増加し、刑事事件に対応することのできる弁護士が増加したとは言え、対応が困難な事件は未だに存在する。いわゆる「特案事件」である。国選事件の中でも、被疑者・被告人と弁護人または／および裁判所との間でトラブルが生じていた等の従前の経過を受けて、後任の国選弁護人の引き受け手を見つけることが困難な事件が一定数存在する。北パブではそのような事件についても、最終的な受け皿として機能することができるよう、弁護士会からの依頼を受けて対応することができる体制を整えている（「刑事弁護の担い手としての取り組み—北千住パブリック後編—」LIBRA Vol.23 No.1-2 2023/1-2

42頁以下も参照)。そうした意味で、弁護士や弁護士会にとって「困難」な刑事事件については、ノウハウや経験を蓄積し、かつこれに対して組織的に対応することのできる事務所の必要性や存在意義は、未だ失われていないのではないかと考えている。

#### 4 誰にとっての「困難」事件か?

公設事務所は本来、法の支配の理念を実現すべく弁護士会が主導して設立した事務所であるが、表題に掲げた通り、「困難な状況にある人々」に対してどのように法的サービスを提供することができるかという問題意識が共有されていたはずである。その意味では、弁護士や弁護士会にとって対応が「困難」な事件に対応すべきことはもちろん、依頼者や当事者が置かれた「困難」がどのように解決されるのかという点に対して、大きな関心が払われなければならないことは当然である。

昨年11月、東京大学において「犯罪と刑事司法の多角的理解」というテーマのもと、刑事事件を担当する弁護人として学部生に対して講義をする機会を頂いた。そこで感じたのは、一般に刑事事件の被疑者・被告人に対して抱かれている「異質さ」に端を発した心理的障壁の大きさである。犯罪という社会現象が社会規範からの逸脱である以上、それを行なった当事者に対して暗黙のうちに自分たちとは異なる人たちだと感じてしまうことは、その性質上やむを得ないことであるかもしれない。

しかし、刑事事件に取り組む弁護士であれば、誰でも実感している通り、アクリル板の向こう側にいる人々は、我々弁護士を含めた普通の人々と、普段は何ら変わりのない人々である。そうした人々が、何らかのきっかけにより逮捕・勾留されることとなってし

まった場合、通常から切り離された異常な人々だと見られてしまうそのこと自体が、大きな困難を生じさせているのではないか。たとえば、逮捕・勾留されてしまった場合、国家権力である捜査機関から取調べ等を通じて強い圧力を受けるのみならず、仮に刑事手続を通じてその後不起訴処分となったり、あるいは罰金や執行猶予の判決を受けて刑務所に行かず釈放されることとなった場合であっても、失職・退学・離婚等の社会的不利益を受けたりする事例は数多くある。また、そこまでに至らずとも、近所や職場で後ろ指を指されたり、近時であればインターネット上で心ない書き込みをされることもある。これらは被疑者・被告人に対して大きな心理的な負担を負わせるのみならず、経済的側面を含めて多くの現実的な不利益を与えることになる。

学生たちが、刑事弁護に取り組む弁護士の話を聞いて、多少なりとも「異質さ」やそこから来る「困難」に対する理解を深めてくれたように、刑事弁護に取り組む弁護士は、一般市民や世論が抱いている感覚と向き合い、これに対応していかなければならない。具体的には、被疑者・被告人の親族、事件の被害者や関係者、それを取り巻く世論等を意識した上で、法廷での活動、被害者や関係者との交渉、講演や執筆や世間話といった社会内での様々な場面を通じて、人々に対する働き掛けを行なうのである。そうした意味で、社会に犯罪があり、刑事事件がある以上、弁護士はそれらの当事者に対する援助者として、その困難さを取り除くために活動することが常に必要である。被疑者国選弁護制度が更に拡大する日に備え、また、更に都内や全国に対して刑事弁護に取り組む弁護士を送り出し続けることは、弁護士会によって設立された刑事対応事務所としての使命であると日々感じている。

## 消費者問題の最前線

第11回 成年年齢引下げの際に残された課題と  
求めるべき消費者契約法のありかた

消費者問題特別委員会副委員長 高田 一宏 (67期)

2022年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。

成年年齢の引下げと消費者教育については、本誌2019年8月号において当会の北原尚会員と私が共同で執筆しているので割愛させていただき、本稿では、この間の18歳、19歳の被害実態を踏まえ、今般の消費者契約法の改正が社会の要請に十分応えたものとは言いがたく、今こそ包括的ないわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設をすべき点を述べる。

## 1 成年年齢引下げ後の18歳、19歳の被害実態

2023年5月31日、独立行政法人国民生活センターは、「18歳・19歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから1年—」と題する報告書を公表した。

表1 契約当事者が18歳・19歳の商品・役務等別相談件数〔上位20位〕

2022年度 (9,907件)			参考：2021年度 (8,536件)		
順位	商品・役務等	件数	順位	商品・役務等	件数
1	脱毛エステ	1,222	1	商品一般	554
2	商品一般	534	2	出会い系サイト・アプリ	443
3	出会い系サイト・アプリ	522	3	他の健康食品	355
4	他の内職・副業	371	4	脱毛剤	344
5	賃貸アパート	280	5	他の娯楽等情報配信サービス	317
6	他の健康食品	261	6	アダルト情報	298
7	医療サービス	240	7	電気	297
8	役務その他サービス	217	8	他の内職・副業	293
9	アダルト情報	210	9	賃貸アパート	251
10	脱毛剤	183	10	脱毛エステ	203

図表は、商品・役務等別相談件数（契約当事者18歳・19歳）のうち上位20位をまとめたものの一部である\*1。

美容・医療に関する相談や金銭を稼得することを謳

ったサービスに関する相談が増加しており、こと「脱毛エステ」については、特定事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談等が多かったと報告されている。

すでに10代に限定した二重術を案内する美容クリニックが出現している等、今後18歳・19歳をターゲットにした商品戦略を打ってくる事業者はますます増えていくものと考えられる。

2 成年年齢引下げの課題に対する  
附帯決議

ところで、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるに伴い、消費者被害が増加することについては従来懸念点とされてきた。

すなわち、民法の成年年齢引下げについての2009年10月の法制審議会は、「成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である。民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる法整備を行う具体的時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断に委ねるのが相当である。」との意見を法務大臣に答申している。

また改正にかかる審議過程においても、衆参の法務委員会において複数の国会議員から消費者被害の拡大が懸念される趣旨の答弁が繰り返しなされ、その結果、参議院において、下記内容の附帯決議が採択された。

\*1：出典：独立行政法人国民生活センター「18歳・19歳の消費者トラブルの状況—成年年齢引下げから1年—」  
[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230531\\_1.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230531_1.pdf)

## ○附帯決議(2018年6月12日)の内容

1 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備として、早急に以下の事項につき検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること ① 知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけこみ型不当勧誘取消権)を創設すること(消費者契約法関連) ② 事業者の情報提供における考慮要素の追加(消費者契約法関連) ③ 連鎖販売取引・訪問販売の行政処分強化(特定商取引法関連) ④ 前各号に掲げるもののほか、若年者の消費者被害防止・救済に必要な法整備
2 特定商取引法、割賦販売法、貸金業法等による行政処分等の執行強化
3 若年者のマルチ商法等による消費者被害の拡大のおそれに伴う事態に即した対応についての検討及び必要な措置を講ずること
4 実践的な消費者教育の充実 小学校・中学校・高等学校・大学等、職場、地域での消費者教育の充実を図る
5 若年者の自立支援について必要な措置を講ずること
6 18歳、19歳の若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ること
7 社会的周知のための国民キャンペーンの実施を検討すること
8 施策の実効性を担保するため連絡会議のメンバー等は弁護士、教育関係者、消費生活相談員等を含む第三者の意見を十分に聴取すること
9 地方消費者行政に対する十分な予算措置を講ずること
10 施行日までに、上記の措置が実施されているか、その措置が効果を上げているか、その効果が国民に浸透しているかについて、効果測定や調査を実施した上で検討し、随時公表すること

## 3 今こそ「つけ込み型不当勧誘取消権」の導入を

(1) 附帯決議を受け、成年年齢引下げに伴う弊害防止のための直裁的な施策は、まさにつけ込み型不当勧誘取消権を消費者契約法に新設することであった。この取消権は、もともと2018年の消費者契約法改正の際にも、衆参それぞれの消費者問題に関する特別委員会において附帯決議が採択されており、いわば二重の附帯決議を受けた消費者庁は、「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を開催し、消費者被害実態の類型的整理、実効性・合理性を持った法規範の在り方等について、法制的・法技術的な観点から検討がなされた。この研究会では、2019年2月から9月まで全9回実施され、消費者団体、弁護士会、経済団体等の関係団代からヒアリングを行い、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設のみならず、消費者契約法9条1号における「平均的な損害の額」を法律上推定する規定等、消費者の立証負担の軽減及び不当条項の類型の追加等両院の附帯決議において指摘された内容について検討のうえ、報告書が取りまとめられた\*2。

(2) この報告書を踏まえ、実効性の確保や実務への影響の観点を考慮し、さらなる検討を要するとのことで、2019年12月から2021年9月までの間、消費者庁において、「消費者契約に関する検討会」が開催され、同月、報告書(以下「2021年報告書」という)\*3が取りまとめられた。

(3) 2021年報告書では、取消権に限ってみても、2018年改正で、いわゆる困惑類型として追加された6つの行為(現行消費者契約法4条3項5号ないし10号)について脱法的な行為にどのような対応をすべきかといった内容や消費者の心理状態や判断力不足に着目した取消権の新設についても踏み込んだ議論がなされ、これを踏まえた提案内容となっている。

しかし、2022年の消費者契約法改正(2023年6月1日施行)では、勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘した場合(消費者契約法4条3項3号)や威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合(同4号)、契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合(同9号)について新たに困惑類型取消権が認められたものの、いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の新設はもちろん、困惑類型の脱法防止規定や心理状態に着目した取消権、判断力不足に着目した取消権のいずれも盛り込まれていない。

事業者が知ることができたものに限り、消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した勧誘時の情報提供努力義務(同3条1項2号)や解除権行使についての情報提供努力義務(同3条1項4号)も導入されたが、いずれも努力義務であるし、包括的な民事ルールとしての役割を全うするためにも取消権を付与する形で議論を前進させるべきであった。参議院の附帯決議が与えた猶予はとくに過ぎている。消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会での議論にも期待しつつ、今後18歳・19歳をターゲットにした商品戦略を打ってくる事業者とのイタチごっこを避けるためにも、今こそ包括的なつけ込み型不当勧誘取消権を消費者契約法に盛り込むべきである。

\*2 : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/review\\_meeting\\_002/pdf/consumer\\_system\\_cms202\\_190912\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/review_meeting_002/pdf/consumer_system_cms202_190912_01.pdf)

\*3 : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/meeting\\_materials/assets/consumer\\_system\\_cms101\\_210910\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/assets/consumer_system_cms101_210910_01.pdf)

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 番外編 女性弁護士の誕生

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 皆 真希 (56期)

### 1 日本最初的女性弁護士誕生

この春から、NHK朝の連続テレビ小説で三淵嘉子をモデルとした「虎に翼」が始まりました。

「法服」を彩る紅三點「女性の法律問題は女性が…」辯護士試験・初の栄冠」「『女性辯護士』遂に誕生」(昭和13年11月2日の東京朝日新聞)。女性が初めて司法試験に合格したことを報道する記事です。

昭和11年に施行された改正弁護士法(昭和8年改正)により、男子限定の資格条件が撤廃され、昭和13年、3人の女性、三淵(当時は武藤)嘉子、中田(当時は田中)正子、久米愛が司法科試験に合格しました(当時の合格者は約250人)。

「女性には学問が不要」と言われていた時代、3人は、女性に法律を教える最初の学校である明治大学専門部女子部(当時)で学びました。

### 2 三淵 嘉子 (大正3年-昭和59年)

シンガポール生まれの嘉子は、父の影響で法律を学ぶことを決意しました。母は、当初は「嫁のもらい手なくなる」と猛反対しましたが、のちに、誰よりも熱心な応援者になりました。

当時の裁判官は日本帝国男子に限られていました。裁判官志望だった嘉子は、当時のことを、悔しさが猛然と込み上げてきたと残しています。そこで嘉子は一旦弁護士になります。戦争で、弟、当時の夫(和田芳夫)、父と母を亡くしました。幼い長男を抱えながらも、裁判官への道を諦めず、昭和24年8月、念願の裁判官になりました。昭和31年8月、当時最高裁調査官だった三淵乾太郎と再婚し、昭和47年、嘉子は新潟家庭裁判所所長となりました。初めての女性裁判所所長です。その後、浦和家庭裁判所、横浜家庭裁判所の所長を歴任しました。嘉子は家事や少年の問題に熱心でその活躍は目覚ましく、また、裁判所職員や調停委員からも大変慕われていたようです。

### 3 中田 正子 (明治43年-平成14年)

職業軍人の傍らシェークスピアを原語で嗜む父と専業主婦の母の間に生まれました。女子経済専門学校(現・新渡戸文化短期大学)に通い、校長の新渡戸稲造、吉野作造、有島武郎、我妻榮らに学び、特に我妻榮の講義で「法律は面白い」と思ったことが法学部進学のかっかけとなったようです。

弁護士登録後は、女子経済専門学校の教授や、月刊誌「主婦之友」の誌上法律相談、嘉子や愛とともに明治大学専門部女子部が開設した「婦人法律相談」の担当を引き受けるなど多方面で活躍しました。

その後、夫の実家がある鳥取に移住し、参議院議員となった夫を支えつつ、自身も鳥取で法律事務所を開設し地道に着実に仕事をこなしました。昭和44年には女性初の鳥取県弁護士会会長と日弁連理事に就任しました。

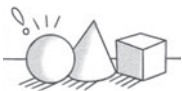
### 4 久米 愛 (明治44年-昭和51年)

大阪の電力会社社長を父に持ち、9つ違いの兄、藤原守胤(アメリカの政治史学者)から大きな影響を受けました。津田英学塾(現・津田塾大学)在学中に、女性も法曹になる道が開かれると聞き、法律の勉強を始め、昭和15年に東京で弁護士になりました。終戦後、4歳の長男を亡くすなど悲しみに耐えながら、弁護士の仕事以外にも、洋裁、洗濯屋、GHQの通訳をするなど、よく働きました。

昭和25年には、「婦人使節団」の一人として渡米。日本婦人法律家協会(現・日本女性法律家協会)を設立し、26年間にわたり会長職を務め、市川房枝らとともに女性運動をリードしました。昭和51年、日本で初めて最高裁判所判事の女性候補にもなりました(最終的に任命されたのは環昌一)。

※歴史的研究という連載の趣旨から、敬称は省略させていただきました。  
※参考文献：佐賀千恵美著「女性法曹のあけぼの」他

# 役立つ！ 会務活動



vol.15

## 業務等にも役立つ新進会員活動委員会の紹介

会員 鏡 由暢 (74期)

### 1 当委員会について

当委員会は、新進会員による会務活動の調査、研究及び提言等を行うことを目的として（新進会員活動委員会規則（以下「規則」という）1条）、2006年に設立された委員会であり、その職務は、①新進会員による会務活動の方策の提言及び実行、②新入会員歓迎会及び新進会員と理事者との懇談会等の企画及び実施、③その他委員会が必要と認めた事項である（規則3条）。ここでいう「新進会員」とは、弁護士登録5年以内の弁護士会員をいう（規則2条）。

### 2 会務活動について

その構成上、当委員会は、会務活動に関する豊富な知識・経験というよりは、新進会員の状況を把握した上で、理事者を含む当会会員へ当該状況を伝えることが求められていると思われる。そのため、新進会員相互の交流を深めることで、新進会員の状況を正確に把握できるよう心掛けている。

さらに、期の近い新進会員が中心となって活動しているため、私のような若手会員でも敷居の高さを感じることなく積極的に会務活動に参加することが可能で

あり、業務の上で生ずる悩みや疑問等について、委員間で相談しやすい委員会である。

### 3 おわりに

以上のとおり、当委員会は、新入会員歓迎会により新入会員の当会への帰属意識を高めるとともに、新進会員と理事者との懇談会等により新進会員の意見を当会の理事者に届けることで、新進会員の意見を当会の運営へ反映させていくという、重要な職務を担っている。このような職務を全うできるよう、今後も積極的に当委員会の活動に取り組んでいきたい。

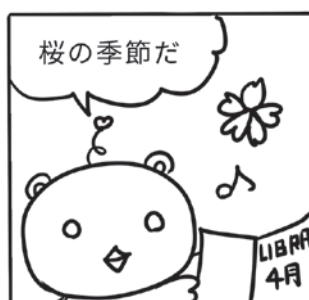


新入会員歓迎会を終えて



こちらから読んでね

### 桜と桜餅





# わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

33期(1979/昭和54年)

## 我が33期の回想



会員 松田 耕治 (33期)

政治の季節の余熱がまだ残っていた。検察修習の取調修習に違法性があるとして拒否するのか、宮本判事捕の再任拒否が許されるのかなどクラス連絡会を中心に熱い議論が行われていた。実務修習中には、全国から100名以上の修習生が名古屋に集まり、研修所教育をめぐって一泊二日の討論合宿を行ったりした。

70年代後半に完成形に達したとされる要件事実教育を若い法曹に徹底させる意図もあってか、民裁教官は熱意を持って教室の黒板一杯にダイヤグラムの板書をした。まるでパズルを解くような新鮮なおもしろさがあり、一知半解ながらも片っ端から頭に詰め込んだ。刑裁の白表紙起案では、空気を読んで有罪判決を書くのが修習生のあるべき姿であったが、クラスには強者がいて数人が無罪判決を書いたため、刑裁教官と大激論になったこともあった（私は本意ではないものの大人になって有罪判決を書いた）。

民弁教官は、起案に対して一字一句赤ペンで修正を入れるほど指導熱心であった。クラス全員の起案にすべて同じように筆を入れていたのだから大変な作業であったと思う。ただ私は上から目線的な接し方に感じられ、若気の至りで無闇に反発していた。

刑弁教官には、刑事弁護の要諦を指導するというより彼のこれまでの生き様を含めて人間とはどのように生きるべきかを教えてもらった。のちに日弁連会長になる土屋公献弁護士（二弁）である。

検察教官は、私のような学生運動の前歴のある者にも熱心に検察官任官を勧める不思議な人であった。

実務修習は仙台で2班に別れて合計11名であった。意に反して仙台行きとなり、やむなく単身赴任をしたが、

住めば都とは良く言ったもので、半分都会半分田舎の伊達62万石の地は、快適な修習地であった。この時代の実務修習は、裁判所、検察庁、弁護士会ともに、修習生を一人前扱いして、実務家としての教育・指導はもとより様々な行事を施してもらえた。弁護士会の作並温泉で一泊の宴会、検察庁の巡視船での金華山往復と盛岡少年刑務所見学を兼ねた男鹿半島一泊の旅、裁判所の裏磐梯泊の見学旅行、研修所主催の十和田湖での研修合宿等東北各地を巡る行事は、法曹育成のために多大な費用と労力を費やしてもらえたと感謝の念に堪えない。

一方で、弁護修習中に当時の仙台弁護士会会長から弁護士倫理に関する特別研修を受けた。利益相反や守秘義務等弁護士が陥りやすい罠を事例を挙げた講義を受けて感銘し、私が当会や日弁連で綱紀・懲戒委員を30年以上続ける誘因となった。

仙台での一人暮らしが快適であったこともあり、一時は本気で仙台で活動しようかと考えたが、後期修習で東京へ呼び戻されるや豹変して東京で弁護士事務所に就職することにし、クラス連絡会の活動の縁で当会を選択したのも人生の機微である。

こうして無事卒業できる季節になると、すっかりと牙の抜けた人間となったが、それでも時代の雰囲気だけはまわりつけていたように思う。二回試験には8名の不合格者が出たため、修了式のあとに抗議集会を開いたのも今となっては懐かしい思い出である。

そのこともあってか、33期は、同期から最高裁判所裁判官は一人も輩出していないが、日弁連会長は三人も送り込んでいる団結力のある期である。

# 75 75期リレーエッセイ

## この1年間を振り返って思うこと

会員 佐々木 久郎



### 1 自己紹介

私は、一般的な弁護士の型から少々外れておりまして、75期の最高齢で現在71歳です。元々は、日立製作所や株式会社リコーなどにて、当初はソフトウェアや論理LSIなどの開発技術者、その後は米国のビジネススクールへ行くなどしてキャリア転換し、経営企画やM&Aなどに携わっておりました。その間、米国などの法律事務所とかかわる機会もあって、弁護士に興味を持つようになりました。そこで、65歳で会社を引退した際に、次は法科大学院へ行こうと考え、66歳から3年間を法科大学院（未修）で過ごし、その後の1年間を修習で過ごし、70歳で弁護士としての第一歩を踏み出すに至りました。

### 2 この1年間を振り返って

令和4年12月に弁護士登録をして、令和5年1月から弁護士業務を始めました。所属事務所は海外系の企業法務に強いブティック的なところなので、その方面の案件が多いのですが、私は、「何でもできる弁護士」を目指そうと考え、意識的に一般民事なども担当させてもらいました。海外系の企業法務は、立場は違っても、内容的には会社員時代の経験に助けられる部分が多く、概ね想定範囲内でありました。他方、一般民事や新規登録研修で担当した国選事件は、自分の頭の中のこれまで使ったことがない部分を刺激される感覚で、大変興味深い経験となりました。

また、縁あって弁護士会の会派に参加させて頂いておりますが、おかげさまで様々なお立場・ご専門の方々とお話をさせていただく機会を頂戴しております。そのような中で感じますのは、実に素晴らしい方々ばかりだという驚きです。長年企業社会で暮らしてきて多くの

人と出会ってまいりました。もちろん、その中には素晴らしい方が大変多くおられるのですが、この1年間でお目にかかることができました弁護士の方々は、言わば異次元の素晴らしさをお持ちであると感じております。

人間、年を取ると1年が速くなるとよく言われます。しかし、私の場合は、66歳で法科大学院に入学してから、一書生に戻って新しいことを始めたことによるのかもしれませんが、ここ数年間は時間の経つのが遅いと感じられます。特に、実際に弁護士業務を始めてからの1年間は、企業法務以外の分野では、会社員時代のように手持ちの引き出しから次の一手をひょいと取り出すという技が使えず、何からなにまでゼロから考えるという毎日で、時間の経つのがとても遅く感じられる毎日です。もっとも、弁護士業は様々な意味でやりがいも楽しみもあると思っておりますので、時間の経つのが遅いことは、私にとってはありがたいことでもあります。

### 3 新人弁護士として目指すもの

まず、依頼者様の期待を超えるパフォーマンスを出せるよう、知力と体力の維持増進を重点課題として進みたいと思います。特に体力の維持増進は、年齢からして最重要でありまして、早寝早起きとか体幹を鍛える自己流の運動などに勤しんでいます。次に、「何でもできる弁護士」と上に書きましたが、何でもできるが何もできないと言われることが無いように、自分の強みとなる分野を3つ程度はしっかりと深掘りして行きたいと考えています。弁護士業も1年経ちましたので、そろそろ深掘りしていく分野に当たりを付けていきたいと思っております。

## 『バジュランギおじさんと、小さな迷子』

2015年/インド/カビール・カーン監督作品

### 国境って何だろう

会員 土方 恭子 (61期)



『バジュランギおじさんと、小さな迷子』  
Blu-ray & DVD 発売中  
備 格: Blu-ray 5,280円(税込)  
DVD 4,290円(税込)  
発売元: 株式会社フルモテルモ  
販売元: ハビネット・メディアマーケティング  
©Eros international all rights reserved.  
©SKF all rights reserved.

法曹の世界にはいった頃、インド映画『きっと、うまくいく』のポスターをみて、3人の青年が楽しそうにしている姿にこの映画を観たいと思った。数年前『きっと、うまくいく』に再会し、ようやく観る機会があった。大学を舞台とした青春ものの映画で、ホロリとさせる人生教訓の味わいもあり、かつ、歌あり踊りありでインド映画って面白いと思った。

インド映画を観続けるうちに『バジュランギおじさんと、小さな迷子』に出会った。パキスタン・カシミール地方に住む少女シャヒーダーとインドに住む男性パワンとの話だ。シャヒーダーは口がきけず、心配した親に連れられてインドにある廟への参拝に来た際に母親とはぐれてしまう。迷子になったシャヒーダーと出会ったパワンは、国境を越え、はるばるカシミールの親のもとにシャヒーダーを送り届けようとする。

映画のいたるところで、インドとパキスタンとは民族も違えば宗教も違い政治関係も悪く、隣国同士で憎しみあっているという背景が描かれている。国境警備の厳しさも一際だ。不法入国を一人たりとも許さないという雰囲気だ。海に囲まれている日本にいと陸続きの国境という感覚がない。以前、陸続きの国境の感覚を実感すべく中国とその周辺国の国境巡りをしたことがある。ラオスは徒歩で自由に行ける一方、ベトナムは鉄道の線路の幅自体が違っている。カザフスタンは両国から行けるショッピングセンターがあり、ロシアは国境を越えて中国まで日用品を買いに来ていた。国境では隣国同士の関係が垣間見られる。

インドとパキスタンとは宗教も違う。パワンは敬虔

なヒन्दウー教徒で、シャヒーダーはイスラム教徒だ。シャヒーダーが鶏肉を食しモスクに入っていく姿に吃驚仰天するパワンの姿や、ヒन्दウー教の神ハヌマーンに許しを乞いながらもシャヒーダーを救うために恐る恐る異教のモスクに入っていくパワンの姿を通して、互いの宗教を受け入れていく姿が描かれている。

人と人との触れ合いを阻んでしまっている宗教や国境って何だろうと考えさせられる。

パワンは、シャヒーダーを親のもとに送り届けたい一心で国境を越えて不法入国し、パキスタンでは警察からインドのスパイだと追われながらも、周りの人たちに助けられながらカシミールに向かっていく。カシミール地方はインド、パキスタン、中国が国境を接する山岳地帯で、たどり着くまでにも幾日もかかる秘境地帯だ。山好きの私にはたまらないほど魅力的な、天に突き刺さるような山々が連なる地域だ。そんな山々の素晴らしい風景も描かれながら、シャヒーダーは親のもとに送り届けられ、警察に捕らえられたパワンもパキスタンTVレポーター、ナワーズの機転で、国境を越えてインドに戻っていく。インターネット上でパワンとシャヒーダーの姿をインド・パキスタン全土に配信し、隣国に対する「憎しみに終止符を打ちましょう」と世論を動かしていく、ネット時代ならではの光景だ。

国境も宗教も民族も超えて、シャヒーダーを親のもとに送り届けたいというパワンの不器用ながらも優しい姿が心に残り、温かさを感じる映画だ。いうまでもなく、インド映画ならではの歌や踊りも満載な映画だった。

## コーヒーブレイク



頭の中の荷物を捨てて、体を軽くしよう。  
考えない時間を大切にしよう。

会員 関 高浩 (49期)

僕は、色々と考えすぎる癖がある。

シンプルに考えればいいのに、絶対的な正誤・善悪を想定することが苦手だったせいか相対的・分析的に考えて、複数の視点から分析したり、プランA、プランB・・・と樹形図プランを準備したり。悪いことではないのだが、神経を張り詰めてしまい夜中に目が覚めることや、食事が喉を通らないこともあった。

それでも、大人になるにつれ、頭の中の荷物を捨てて、体も心も軽くすることができるようになってきた。人生を楽しむ技術を身につけた、ということかもしれない。

運動・・・ジョギング、ハイキング、水泳など、身体を動かすことは好きだ。

淡々と身体を動かしていると、余計な悩みや考え事が頭から抜け落ちていき、「ああでもないこうでもない」と考えるのが馬鹿らしくなってくる。

ジョギングや水泳を30分から1時間続けていると、呼吸・鼓動・身体が中心になり、それ以外は「もう、これでいい」と思えるようになる。富士山に登っていて山頂が近くなると、ゆっくり歩くだけで息が切れ、シンプルに「空気が薄くなって、こういうことか」と実感できる。気分爽快だ。

もっとも、フルマラソンの終盤で体が動かないときに渡される、「なんとかゴールまで体を持っていかねければ・・・」という荷物は重くて痛い。

お酒・・・ビール、ワイン、日本酒、ウイスキー、焼酎など、美味しいお酒を飲むのは好きだ。気分が良くなり、考え込むこと自体を忘れる。

特に、飲みながら映画を観ていると、原料や酵母の種類、醸造や蒸留方法の別などどうでもよくなってくる。映画に集中でき、お酒抜きするときより心が動く。

それに、翌日にはストーリーを忘れているから一粒で二度美味しい。

音楽と料理・・・サブスクを利用してジャズ、ボサノバ、最新ヒットチャートの曲をかけながら油淋鶏、酢豚、ミネストローネ、クラムチャウダー、カルボナーラ、親子

丼などを調理するのは気分が上がる。切って、調味料を使って、炒めて、焼いて、食べる。

ストレスが軽くなり、美味しい、感謝される・・・一石三鳥だ。

これで体重の右肩上がりが消えれば、魔法だ。

笑いや芸術・・・寄席で落語を聞いて笑い、ミュージカルを観て涙し、オペラに聴き惚れて、寝落ち・・・失礼、ハーモニーに心を洗われる。

洗われた心は、駄洒落を言って周囲を冷たくする、ハミングして煩がられる以外は完璧だ。

振り返ると、高校時代に進路を選択するとき（文系か理系か）、大学卒業後の就職先を決めるとき（日系か外資系か）、司法修習後の進路を決めるとき（東京か地元か）、いつも両親や親類の意見とは違う方を選択してきた。

賛成されることが少ない選択ばかりしてきたせいか、そのうち誰にも相談しなくなった。

22年ぶりに働き方を大きく変えることにした。

形だけでも、と思って妻と子供たちに相談したら、何と賛成された。驚いた。

周囲から見た自分と、自分の認識する自分像が、大きく変わらない状態になってきたのかもしれない。

頭の中の荷物を捨てて、体を軽くしよう。考えない時間を大切にしよう。

そんな自分を見るのが楽しみだ。

